早稲田大学大学院

環境・エネルギー研究科要項

2024

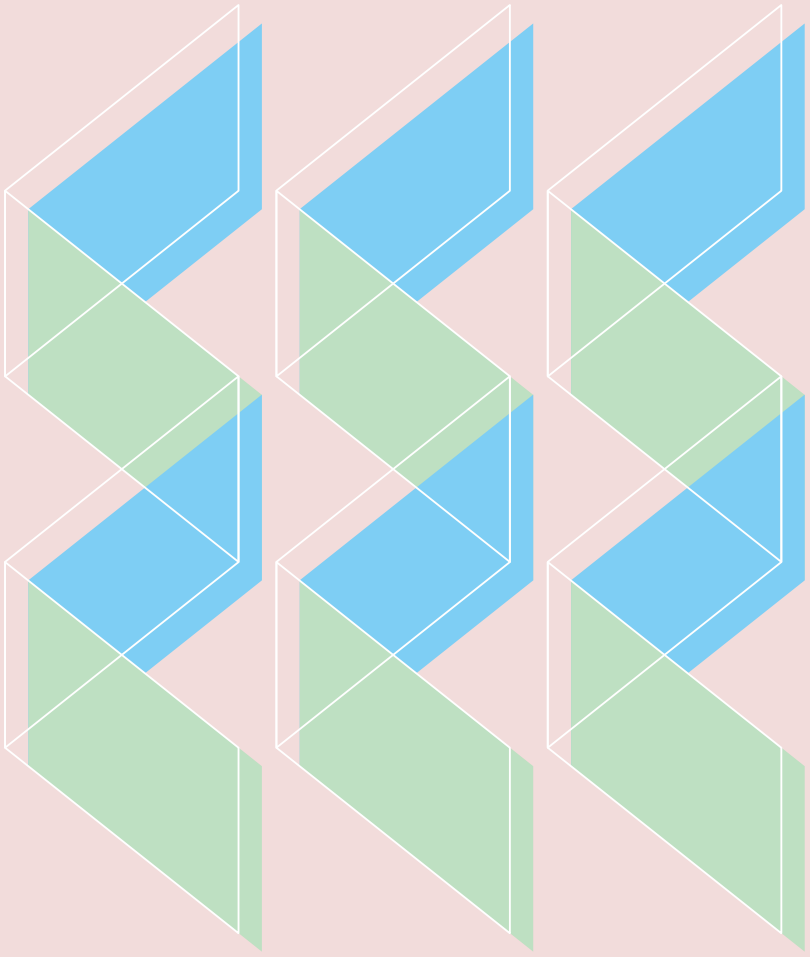

WASEDA University

Graduate School of
Environment and Energy Engineering

早稲田大学教旨

早稲田大学は学問の独立を全うし　学問の活用を効し

模範国民を造就するを以て建学の本旨と為す

早稲田大学は学問の独立を本旨と為すを以て

之が自由討究を主とし

常に独創の研鑽に力め以て

世界の学問に裨補せん事を期す

早稲田大学は学問の活用を本旨と為すを以て

学理を学理として研究すると共に

之を実際に応用するの道を講し以て

時世の進運に資せん事を期す

早稲田大学は模範国民の造就を本旨と為すを以て

個性を尊重し　身家を発達し　国家社会を利済し

併せて広く世界に活動す可き人格を養成せん事を期す

環境・エネルギー研究科要項

２０２４年度

早 稲 田 大 学
大学院 環境・エネルギー研究科

目　　次

早稲田大学教旨

Ⅰ　研究科長からのメッセージ…… 3
Ⅱ　早稲田大学学術院研究倫理憲章…… 4
Ⅲ　環境・エネルギー研究科における教育研究および人材の養成に関する目的…… 5
Ⅳ　環境・エネルギー研究科における学位授与および
　　カリキュラム、入学者受入れに関する方針…… 7
Ⅴ　修了要件・学科目履修方法…… 10
　　単位制度とは…… 10
　　修士課程…… 10
　　１．履修方法…… 10
　　２．学位…… 11
　　３．修了に必要な単位数…… 13
　　４．既取得単位の認定…… 14
　　５．他研究科等設置科目の履修…… 14
　　６．成績評価…… 15
　　博士後期課程…… 17
　　１．履修方法…… 17
　　２．学位…… 18
　　３．成績評価…… 22
　　学科目配当…… 23
　　実体情報学コース・PEP卓越大学院プログラム…… 26
Ⅵ　授　　業…… 27
　　１．学　　期…… 27
　　２．授業時間…… 27
　　３．休　　講…… 27
　　４．授業欠席の取り扱いについて…… 27
　　５．授業期間中の全学休講の取り扱いについて…… 28
　　６．補　　講…… 30
　　７．MyWaseda…… 30
Ⅶ　学　　籍…… 31
　　１．学籍番号…… 31
　　２．学 生 証…… 31
Ⅷ　学 費 等 …… 32
　　１．納入期日…… 32
　　２．2024年度入学者の学費等…… 32

３．納入方法…… 33
４．学費延納…… 34
５．抹　籍…… 34
IX　各種手続と事務の取り扱い…… 35
１．各種手続…… 35
２．各種証明書等の交付…… 36
３．通学定期券…… 36
４．学生健康増進互助会…… 37
５．早稲田大学学生補償制度（傷害補償）…… 37
６．早稲田大学学生補償制度（賠償責任補償）…… 37
７．環境・エネルギー研究科事務所の事務取扱時間ならびに休業日について…… 37
８．郵便物等の取り扱い…… 38
X　学生生活…… 39
１．奨学金制度…… 39
２．ハラスメントの防止…… 39
３．保健センター…… 39
４．学生相談室…… 39
５．スチューデントダイバーシティセンター（SDC）…… 40
６．アクセシビリティ支援センター（ARC）…… 40
７．GSセンター（ジェンダー・セクシュアリティセンター）…… 40
８．ICC（異文化交流センター）…… 41
９．緊急時の通知方法…… 41

早稲田大学大学院学則（抜粋）…… 42
早稲田大学学位規則（抜粋）…… 51
ハラスメントの防止…… 55
キャンパスマップ…… 56

Ⅰ 研究科長からのメッセージ

環境・エネルギー研究科（以下、本研究科）は、2005年度に発足した早稲田大学大学院理工学研究科環境・エネルギー専攻を母体とし、2007年度に開設されました。文理融合・学問領域統合型のアプローチ、現場・現物・現実主義に基づく実践-社会実験場-、4つの市民（産官民学）の共創による展開、大学の主体性・自律性を堅持した社会との協働、社会のための技術・手法の開発・提案・実践の5つを基本コンセプトとした教育・研究活動を展開しています。

環境・エネルギー分野の基本的な特徴として、カバーする学問領域が多岐にわたり、環境と資源・エネルギー間および個別環境項目のコンフリクトが存在すること、長期的な対応を必要とすること、自然環境や経済・社会・生活活動との強い関連があること、国や地域等の地政学的な特徴を考慮しながらアプローチを必要とすること等が挙げられます。

昨今のカーボンニュートラルや循環経済等のキーワードに代表されるように、環境・エネルギー分野は、持続可能な社会システムを構築するうえで、欠かせない重要なキーワードとなっています。さらに、昨今の社会情勢からもわかるように、何が正解かみえない不確実性の時代といえます。こうしたなかで、現場・現物・現実主義に基づき、本質的な問題を読み解く能力が社会的な要請となっています。

本研究科では、こうした社会的な要請に応える人材を輩出することを目的に、さまざまなバックグラウンドを有する教員が学生と有機的な連携を図りながら、教育・研究活動を展開しています。本研究科内にとどまらず、学内外の4つの市民との連携、学内の他学術院・研究科との連携も強化・発展させながら、時代・社会のニーズに即した教育・研究活動を発展させていきます。

大学院環境・エネルギー研究科長　小野田　弘士

II 早稲田大学学術院研究倫理憲章

早稲田大学は、「学の独立」および「進取の精神」という建学の精神に則り、学問の使命に対する高い理想を持ち、学術研究活動を通じて、人類の福祉と世界平和に貢献する。学術研究に関与する者は、それが人間、社会および自然環境に多大な影響を及ぼすことに鑑み、本学が受け継いできた良き伝統を堅持しつつ、常に良心に従って自己研鑽に努め、現代社会の今日的課題にも果敢に挑戦する。本学は、学術研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚して、本学の学術研究が社会から多くの信頼と尊敬を得られるよう、本学の研究活動に携わるすべての者に係る倫理的な態度と行動規範として、以下を宣言する。

1. 本学の学術研究は、人類の福祉や世界平和など、人類共通の課題に貢献する。

2. 本学の学術研究は、人間の尊厳を守り、生命倫理を尊重し、人間、社会、自然との調和的発展や社会的弱者の保護、地球環境の保全に十分配慮し、公益の増進に積極的に貢献する。

3. 本学の学術研究は、国際的規範、国内外関係諸法令および学内諸規定とその精神を遵守し、社会的良識をもって誠実に遂行し、研究成果を適切に発表することで時代や社会の要請に積極的に応える。

4. 本学の学術研究においては、人権を尊重し、個人情報の保護に留意し、共同作業の過程において一切のハラスメント行為や国籍、性別、年齢等による差別が 生じないよう努めるとともに、そうした行為のない大学づくりのために一致協力する。

5. 本学の学術研究においては、社会との連携活動に伴う弊害が生じることのないよう留意し、適切なマネジメントに努める。

6. 本学は、研究倫理に係わる教育・研修、研究環境の改善・整備および安全管理等に努め、不正行為が起こらない環境づくりに努める。

以上

III 環境・エネルギー研究科における教育研究および人材の養成に関する目的

教育研究の目的と対象

社会の入口・活用対象としての「エネルギー」や「資源」が、その出口・結果としての「環境」問題を引き起こしている。本研究科では、上記の関係を踏まえ、エネルギーや資源ならびに環境分野の教育研究を展開する。

教育研究の姿勢

大学新卒者のみならず、社会でのさまざまな分野、例えば行政や企業等で経験を積んだ方々や市民としてこの分野に興味をもつ人々を受け入れ、それぞれの視点を大切にし、意見を戦わせ、大学の自律性・中立性を活かして協働して問題を解明・解決する姿勢で教育研究を展開する。

教育研究にあたっての基本コンセプトは、このほか、下記の５つである。

・「学問領域統合型アプローチ」による対応

さまざまな分野の手法･体系を融合化させた教育研究の実践

・「４つの市民の共創」による展開

民（生活市民）・産（企業市民）・官（行政市民）・学（学界市民)、さらには海外（海外市民）との共創的連携を基礎とした教育研究の場の設定

・「現場・現物・現実主義」での実践―社会実験場の活用―

実社会での問題を把握・分析し、解決には実験実証的方法を指向し、もって時代に適合し、さらには先取りしたOJT教育研究の展開

・「大学の主体性・自律性」を堅持した社会との協働

大学の主体性・自律性を堅持し、社会との連携のもと、信頼に応えうる教育研究の実践

・「社会のための技術・手法」の開発・提案・実践

広く学術成果の活用を目指し、社会経済システムとして実現される技術・手法・施策等の開発・提案・実践を教育研究で展開

人材養成その他の教育研究上の目的

環境・エネルギー問題に高い見識を持ち、分析・解析（analysis）や設計・統合（synthesis）の手法を駆使し、学問領域統合型アプローチによる、「現場・現物・現実」に基礎を置いた、実践的・戦略的な行動・活動のできる人材の育成を目指す。また、該当分野に対して強い興味関心を持ち、勉学意欲の高い学生を求める。

・総合的能力の視点からは 、①透徹した洞察力で専門的知識・知恵を統合的に駆使できる能力、②問題解決の道筋を戦略的に構築する能力。

・総合的人間性の視点からは、①生活に根差した高度な倫理観を持ち、②地球市民としての自覚の上に立って発想ができる能力。

・専門分野の知識・知恵の視点からは、①問題解明にあたって科学的手法を駆使できる能力、②問題解決の場面では設計・統合の手法を十分に活用できる能力。

以上をもって、環境やエネルギー・資源問題の解決に向けて、当該分野で国や地域・世

界を先導する方針や政策を立案できる人材や国・地方自治体等で先進的な行政を展開する人材、企業等で当該分野を統括する人材、環境・エネルギー等の研究を先導する人材、市民として当該分野の先導的活動を展開する人材、さらには国際的機関等で世界の当該分野を牽引する人材等の輩出を目指す。

IV 環境・エネルギー研究科における学位授与およびカリキュラム、入学者受入れに関する方針

学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

早稲田大学の総合性・独創性を生かし、体系的な教育課程と、全学的な教育環境と学生生活環境のもとに、多様な学問・文化・言語・価値観の交流を育み、地球社会に主体的に貢献できる人材を育成する。深刻化する環境・エネルギー問題の解決に向け、工学あるいは社会・人文科学的な解析・設計手法の駆使や学問領域統合型アプローチによる実践的・戦略的な活動のできる能力を養うとともに、当該分野に高い見識を持ち、かつまた市民感覚を理解し、国際的視点で対処できる人材の育成を目指している。この目標の実現のため、環境・エネルギー分野に関連する理工学、社会人文科学の専門家が結集し、多様かつ高度な専門教育・研究指導を提供する。修士課程においては、教員の研究指導により、研究成果を修士論文として取りまとめる。修士論文審査を行い、環境・エネルギー分野において、工学の基礎知識と応用力を有すると認めた場合に、修士（工学）を授与する。環境・エネルギー分野において、社会・人文科学の基礎知識と応用力を有すると認めた場合に、修士（学術）を授与する。博士後期課程においては、研究指導のもと独創的な研究を行い、数編の査読付き論文や国内外の学会での発表を行い、研究成果を博士論文として取りまとめる。博士論文の審査において、環境・エネルギー分野において、工学の幅広い知識を備え、応用する技術と能力を有すると認められる場合に、博士（工学）を授与する。環境・エネルギー分野において、社会・人文科学の幅広い知識を備え、応用する技術と能力を有すると認められる場合に、博士（学術）を授与する。

学修成果１．【修士課程（工学・学術共通）】
講義科目を通じて、環境・エネルギー分野において、工学あるいは社会・人文科学の基礎知識と応用力を習得している。

学修成果２．【修士課程（工学・学術共通）】
共同演習や研究指導・個別演習を通じて、環境・エネルギー問題の解決に向け、工学あるいは社会・人文科学的な解析・設計手法を駆使し、学問領域統合型アプローチによる実践的・戦略的な活動ができる能力を習得している。

学修成果３．【修士課程（工学・学術共通）】
国際環境リーダー認定プログラムを通じて、コミュニケーション力・国際性：環境・エネルギー分野に高い見識を持ち、かつまた市民感覚を理解し、国際的視点で対処できる。

学修成果４．【修士課程（工学・学術共通）】
修士論文を通じて、自律と寛容の精神：大学の主体性・自律性を堅持した社会との協働や社会のための技術・手法の開発・提案・実践を推進できる。

学修成果５．【博士後期課程（工学・学術共通）】
研究指導のもと独創的な研究を行い、数編の査読付き論文や国内外の学会での発表を行い、研究成果を博士論文として取りまとめる能力を習得している。

学修成果の測定に関する方針（アセスメント・ポリシー）

【修士課程】

No.	学修成果	測定時期	直接測定方法（概要）	間接測定方法（概要）
1	環境・エネルギー分野における基礎知識と応用力	学位取得時	講義科目の成績評価、修士論文の成績評価	授業評価アンケート、学生生活・学修行動調査
2	学問領域統合型アプローチによる実践的・戦略的な活動ができる能力	学位取得時	演習科目の成績評価、修士論文の成績評価	授業評価アンケート、学生生活・学修行動調査
3	環境・エネルギー分野に高い見識を持ち、市民感覚を理解し、国際的視点で対処できる能力	学位取得時	講義科目及び演習科目の成績評価、修士論文の成績評価	授業評価アンケート、学生生活・学修行動調査
4	社会との協働や社会のための技術・手法の開発・提案・実践を推進できる能力	学位取得時	修士論文の成績評価	学生生活・学修行動調査

【博士後期課程】

No.	学修成果	測定時期	直接測定方法（概要）	間接測定方法（概要）
1	独創的な研究を行い、研究成果を論文として取りまとめる能力	学位取得時	研究指導科目の評価、博士論文の評価	学生生活・学修行動調査

教育課程の編成・実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

工学および社会・人文科学（学術）の基礎知識と応用力を習得する教員個別の研究指導や演習に加え、専門分野の異なる教員共同での科目を多数設置している。このなかでは、修士課程1年次には研究論文作成の手法を体験的に学習するプログラムや自らの研究テーマを多面的・多角的に発展させる授業、さらにはグループでの地域密着型の演習など、学問領域統合型のPBL（Project Based Learning）による実践的プログラム等を設置している。講義科目は、環境・エネルギー研究科の教員によるコア科目、他研究科との合併科目授業を含む推奨科目を配置しており、多岐にわたる環境・エネルギー分野の専門的な知識を体系的に習得できる構成としている。工学もしくは社会・人文科学（学術）の専門分野に応じて、履修科目を選択することができる（学修成果1）。また、研究倫理概論を必修としている。修士課程2年次には、修士論文における研究内容の高度化を目指し、複数の教員の共同指導による演習科目（学修成果2）を設置し、修士論文の取りまとめを行う（学修成果4）。加えて修士課程および博士後期課程に、国内外での研修・調査の実施や国際的な環境法制・環境ビジネス等の科目の履修によって、国際環境リーダーの資格取得が可能なコースも設けている（学修成果3）。博士後期課程の学生は、科目履修を必須としないが必要に応じて修士課程の設置科目を履修することができる。研究指導に基づき、国内外

の学会・学術誌への論文発表を積極的に行い、その成果を博士論文として取りまとめる（学修成果5）。

入学者受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

早稲田大学では、『学問の独立』の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。

環境・エネルギー研究科では、学門領域統合型アプローチでの研究教育と国際的視点の涵養を目指しており、理系ならびに文系、社会人、留学生等、さまざまな経歴の人材を受け入れている。

修士課程においては、早稲田大学内の学生を対象とした推薦入試、専門科目・面接により選考を行う一般入試、プレゼンテーションおよび口頭試問により選考を行うAO入試、早稲田大学海外協定校からの出願による外国人特別選考を実施する。一般入試においては、専門科目の知識習得度および研究計画によって選抜を行う。AO入試においては、学士課程における卒業論文等の成果（分野は問わない）や当研究科における研究への意欲、研究計画能力等を総合的に評価する。留学生にあたっては、日本語における円滑なコミュニケーションができることを条件としている。博士後期課程においては、修士課程と同様の入試制度を踏襲し、博士号取得に必要な能力を備え、多岐にわたる環境・エネルギー分野における高い専門性、経験、理論、意欲を有することが求められる。とりわけ、学会・論文等の研究業績を評価の対象としている。

V 修了要件・学科目履修方法

単位制度とは

単位制度とは、一定の基準に従って授業科目を履修し、試験等に合格することによって、その授業科目の単位が付与される制度である。本学の各授業科目の単位数は、早稲田大学学則（早稲田大学大学院学則）により、1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている。また、1単位あたりに必要となる授業時間数は、授業の方法（講義、演習等）にかかわらず、15時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間数としている。本学では、毎週1コマ（100分）で14週実施される授業時間数を30時間とみなしている（7週の場合は15時間とみなす）。

そのため、2単位科目の場合、90時間に相当する内容の学修が必要となり、例えば講義科目（毎週1コマを14週）で2単位を修得するためには、授業時間数である30時間に加え、授業時間以外に約60時間に相当する内容の学修を行う必要がある。したがって、14週の授業に対して毎回概ね4時間程度の内容に相当する授業時間外の学修（予習・復習等）が必要となる。

このように、単位修得のためには、授業時間だけでなく、授業時間外にも必要な学修時間を確保する必要があるため、1 年間で登録できる単位数を制限することが必要になる（9月入学の場合は、春学期を起点として算出します）。なお、本学では、卒業（修了）必要単位に算入する科目のみならず、自由科目、随意科目等、卒業（修了）必要単位に算入しない科目を含めて、年間登録単位数の上限を年間49単位としている。

修士課程

1．履修方法

⑴ 第 1 年度のはじめに一つの研究指導を選択する。この研究指導の担当教員が指導教員となる。

⑵修士論文に着手するためには、本研究科の定める着手要件を満たしたうえで、期日までに修士論文の研究計画書を提出しなければならない。

⑶ 修士の学位を取得するためには、2 年以上在学し、31単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査に合格しなければならない。

⑷ 科目履修条件として、科目名に Ⅰ、Ⅱ を付してある学科目については、その順序に従って履修しなければならない。また、科目名にA、B、C、Dを付してある学科目については、履修の順序を特に定めない。

⑸ 演習科目の取得単位数が、本研究科が定めた制限単位を超える場合には、その超えた分については修了必要単位数に算入しない。

⑹ 演習科目を選択する場合には、担当教員の許可を得なければならない。

⑺ 講義科目の選択は、原則として環境・エネルギー研究科内に置かれた科目の中からとするが、4 単位に限り他の研究科および協定による他大学大学院の授業科目から選択できる。

⑻ 講義科目については、コア科目および推奨科目（「2．学科目配当に記載の科目）を中

心に選択する。
⑼ 原則として学部科目の後取履修は認めていない。
ただし、当研究科修士課程学生に開放されている学部科目については、研究指導教員ないし研究指導予定教員と事前相談した上で履修申請することができる。ただし、本制度によって取得した単位を修了に必要な単位に算入できない。なお、学部在籍時に修得した科目は履修申請を認めない。また、教職免許および各種資格に必要な単位としても認定しない。
⑽ 特別な事情がある場合には、関連教員の許可を得たうえで、第２年度に入る時に他の研究指導に移ることができる。
⑾ 修士論文の作成、その他研究一般については、指導教員の指示に従う。
⑿ 副指導教員が指定された場合は、指導教員に加え副指導教員も論文の作成、研究一般の指導を行う。
⒀ 修士課程においては、４年間を超えて在学することはできない。
⒁ 本研究科では、教員免許状取得のための課程は設置していない。

２．学位

修士の学位は、選択した研究指導により下表のとおりとする。

	学位：修士（工学）	学位：修士（学術）
研究指導	環境調和システム機器研究 環境・エネルギーネットワーク研究 環境・パワーシステム研究 環境・エクセルギー工学研究 環境システム評価研究 環境・電気エネルギー研究 環境配慮エネルギー・循環システム研究	環境調和システム機器研究 エネルギー・環境政策研究 環境・エネルギーネットワーク研究 環境・パワーシステム研究 環境・エクセルギー工学研究 環境システム評価研究 環境・電気エネルギー研究 環境配慮エネルギー・循環システム研究 環境共生・地域社会システム研究

修士論文の審査基準

修士論文の審査では、以下の事項等が評価される。研究内容が本研究科の修士論文としてふさわしい学術的な意義ならびに倫理性、独創性、先進性、有用性等を有していること。修士論文提出者は、研究分野に関連する広範な専門的知識とともに、学術研究倫理に関する理解と遵守に基づく高度な研究遂行能力と研究成果の説明能力等を有すること。具体的な審査基準は、次の通りである。

- 研究テーマの適切性：研究テーマが倫理性、独創性、先進性、有用性等の観点から適切に設定され、かつ研究目的が明確で、学術的な意義を有していること。
- 研究遂行能力：学術研究倫理の理解と遵守に基づき、研究計画の立案とその遂行を指導教員等の指導・助言を受けながら、継続して実践していること。
- 情報収集･編集能力：研究テーマに関連する研究動向の把握や文献等の各種資料の調査が十分に行われ、それらを基にした自らの研究の重要性や位置付け、関連研究との

相違ならびに関係性が明確にされていること。

- 課題分析能力：研究目的を達成するために採用した手法やその組み合わせが研究テーマの十分な分析に基づいて行われ、合理性かつ説得性を有していること。
- 合理的論述能力：論文全体の構成を含め、内容では一貫性を保持した合理的な論述が展開され、論拠の提示、推論の構築、その上での主張の展開がなされていること。上記により論文の信頼性と説得性を確保するとともに、研究テーマに対応した明解な結論が提示されていること。
- 論文作成能力：論文全体が論理的で明解な文章で記述されており、表紙・概要・目次・章立て・図表・引用・参考文献・付録等に関しての体裁が整っていること。
- 情報発信能力：論文全体の内容を明解かつ端的にプレゼンテーションでき、質疑応答に的確に対応できること。

修士論文の審査プロセス

修士論文の審査は、以下の手順で実施される。評価はA＋、A、B、CとF（不合格）の5段階で行われる。

(1) 修士論文履修者は、随時、指導教員の指導・助言を受けつつ研究を遂行し、途中経過を「環境・エネルギー学特別演習　A・B」において年5回、本研究科の教員の前で発表し、質疑に応じる。

(2) 上記の発表資料については、WasedaMoodle上で『類似度判定』（iParadigms社のTurnitin）のチェックを受ける。

(3) 当該年度12月（9月入学者は5月）には、同履修者は指導教員を通じて修士論文提出の意志を表明し、本研究科運営委員会の承認をもって修士論文提出者となる。

(4) 修士論文審査会は、本研究科全教員で構成される。必要と認められるときは、他研究科の教員や客員教員、学外者等を審査会委員とする。

(5) 審査会は、提出された修士論文ならびにそのプレゼンテーションの内容（質疑応答を含む）を審査する。その際の審査基準は、「修士論文の審査基準」を参照のこと。

(6) 修士論文提出者は、審査会の指摘や助言を反映させた修士論文を最終版として指導教員に提出する。

(7) その他、修士論文概要書および指導教員からの指示がある場合においてweb公開用修論概要、同公開許諾書ならびに修論ポスタを本研究科事務所に提出する。

(8) 修士論文の評価は、審査会の助言を受け、指導教員が当該提出者の研究成果に加えて日頃の研究状況や対応姿勢等を勘案して決定し、本研究科運営委員会の判定会議の承認を受ける。

研究指導と修士論文の作成プロセス

修士論文の作成に向けての研究指導は、履修の「研究」の指導教員個々の指導・助言と本研究科教員による講義や共同指導によって行われる。概要は以下の通りである。

(1) 1年次においては、随時、研究テーマの選択・設定や内容等について履修の「研究」の指導教員（研究対象分野によっては主担当の他に副担当が選任されることがある）の助言・指導を受ける。

(2)また、「導入学習」においても『研究論文の書き方とプレゼンテーション』等の特別講義や演習において「修士論文審査基準」の達成に関わる指導を受ける。
(3)加えて「環境･エネルギー学演習A・B」でも、本研究科教員から「修士論文の審査基準」に基づく指導を受ける。
(4)上記の科目での提出レポートは、WasedaMoodle上で『類似度判定』のチェックを受ける。
(5)1年次中には、指導教員あるいは修士論文の研究指導が予定される教員との連名で、適切な学会に講演あるいは論文等を発表・公表することが、修士論文着手条件として求められる（当該年度に翌年度の学会で発表予定等が確定している場合は、上記と同様と見なされる）。
(6)1年次3月（9月入学者は8月）の指定期日までに、指導教員の指導・助言に基づき論文題目・内容を決定し、日本語または英語で作成した修士論文計画書を指導教員の承認を得て本研究科事務所に提出する。
(7)2年次には、「修士論文」と「環境･エネルギー学特別演習A・B」を履修し、本研究科教員の共同指導による修士論文作成に当たっての指導・助言を受ける。
(8)2年次中には1年次と同様に、随時、履修の「研究」の指導教員個々の指導・助言を受け、研究の遂行と論文の作成に取り組む。

詳細な内容については，環境・エネルギー研究科のwebサイトから確認すること。
https://www.waseda.jp/fsci/gweee/about/theses/

３．修了に必要な単位数

修士課程を修了するためには、以下にしたがって履修し、31単位以上を取得しなければならない。
⑴ 指導教員が担当する演習科目は、原則として在学年度において必ず履修しなければならない。
⑵ 演習科目は15単位または18単位取得しなければならない。これを超える単位は取得しても、修了必要単位数に算入しない。
⑶ 原則として第１年度には講義科目（コア科目を含む）13単位以上を取得しなければならない。
⑷ 講義科目のうち、コア科目から最低２科目４単位を取得しなければならない。
⑸ 学科目の選択にあたっては、本研究科要項と Web シラバス等を熟読して、各自の学習目標を定め登録間違い・登録漏れのないよう注意すること。
Web シラバス　https://www.wsl.waseda.jp/syllabus/JAA101.php

修了必要単位数に算入できる単位数

科目区分	科　　目　　名	配　当 年　次	必　修 単位数	選択必修 単位数	修了に必要な 単　位　数
講義科目	コア科目	1		4～16	1年次に13単位以上
	その他の講義科目	1		0～12	
	計		13～16		
演習科目	指導教員が担当する演習科目A、B	1	6		修了までに15単位または18単位
	環境・エネルギー学演習A	1	3		
	環境・エネルギー学演習B	1		3	
	環境・エネルギー学特別演習A	2	3		
	環境・エネルギー学特別演習B	2	3		
	計		15または18		
合　　計			31単位以上		

４．既取得単位の認定

⑴ 学部４年次に履修した大学院授業科目の取り扱い

教育研究上有益と認めるときは、理工学術院内学部の４年次に履修（先取り履修）した大学院授業科目４単位以内を本研究科の既修得単位として認定する。単位認定を希望する場合は、本研究科事務所に申し出ること。

⑵ 科目等履修生として履修した本研究科設置科目の取り扱い

正規生として入学する以前に、科目等履修生として本研究科の科目を履修した場合、６単位を上限として、本研究科における修了必要単位として認定する。単位認定を希望する場合は、本研究科事務所に申し出ること。

５．他研究科等設置科目の履修

⑴他研究科聴講

本研究科では、在学期間中に２科目４単位まで、他研究科講義科目の履修を認める。取得単位は、本研究科運営委員会が教育研究上有益と認めた場合、本研究科の修了必要単位へ算入する。なお、履修にあたっては、科目を設置する研究科の指示に従うこと。

⑵大学院共通設置科目

特徴ある科目を研究科の枠を超えて「オープン科目」として開放している。履修を希望する場合は、科目を設置する箇所の指示に従うこと。なお、履修できる科目数・単位数は、上記「⑴他研究科聴講」で認められる範囲内とする。

⑶学部設置科目の履修

環境・エネルギー研究科では、原則として学部科目の後取履修は認めていない。ただし、当研究科修士課程学生に開放されている学部科目については、研究指導教員ないし研究指導予定教員と事前相談した上で、履修申請することができる。ただし、本制度によって取得した単位を修了に必要な単位に算入できない。なお、学部在籍時に修得した科目は履修申請を認めない。また、教職免許および各種資格に必要な単位としても認定しない。

⑷全学共通科目の履修

次の箇所が設置する科目は、すべての学部・研究科学生を対象としている。取得単位は、修了必要単位に算入しない。履修を希望する場合は、科目設置箇所の指示に従うこと。

① グローバルエデュケーションセンター

コンピュータ関連科目及び語学をはじめ、学生の関心が高いと考えられる科目や特徴のある科目を設置・開講している。

② 日本語教育研究センター

日本語関連科目を設置・開講している。

6．成績評価

本研究科修士課程における成績評価は以下のとおりとする。

【講義科目・演習科目】

素 点	100～90	89～80	79～70	69～60	59以下	保 留
成績通知書の表示	A+	A	B	C	F	H
成績証明書の表示	A+	A	B	C	表示なし	
判 定	合 格				不合格	

【研究指導】

成績通知書の表示	P	Q
成績証明書の表示	P	表示なし
判　定	合　格	不合格

「GPA」について

①計算式

科目の成績評価に対してGrade Pointと呼ばれる換算値（A^+は４点、Aは３点、Bは２点、Cは１点、不合格は０点）が決められている。

それぞれの「科目の単位数」と「成績評価のGrade Point」の積の総和を「総登録単位数」で割って、スコア化したものがGPA（Grade Point Average）である。

総登録単位数には、不合格科目の単位も含まれる。

これを式で表すと、次のようになる。

$$\frac{(A^+\text{修得単位数}\times 4)+(\text{A修得単位数}\times 3)+(\text{B修得単位数}\times 2)+(\text{C修得単位数}\times 1)+(\text{不合格科目単位数}\times 0)}{\text{総登録単位数（不合格科目を含む）}}$$

※ GPA は、小数第２位まで表示する。（小数第３位は、四捨五入とする。）

②対象科目
修了算入対象科目として登録した科目が対象となる。

③GPAの通知・証明
GPA の対象科目の成績および GPA が記載された「GPA 証明書」を発行する。
なお，「成績証明書」には GPA は記載されない。成績通知書，MyWaseda の成績照会には記載される。

博士後期課程

１．履修方法

(1)第１年度のはじめに一つの研究指導を選択する。この研究指導の担当教員が指導教員となる。博士後期課程を修了するには、博士後期課程に３年以上在学し、本研究科の定めるところの研究指導を受けた上、博士論文の審査に合格しなければならない。なお、論文の審査にあたっては査読付き論文２編の執筆を必要条件としている。ただし優れた研究業績を上げた者については、本研究科運営委員会が認めた場合に限り、この課程に１年以上在学すれば足りるものとする。博士後期課程を修了したものには、博士（工学）または博士（学術）の学位を授与する。
(2)博士学位審査については、後掲の早稲田大学大学院学則、早稲田大学学位規則および本研究科ホームページなど参照のこと。
(3)博士後期課程では必要取得単位は特にないが、環境・エネルギー研究科に設置された講義科目はその担当教員の了解のもとに聴講することができる。他研究科の講義科目についてもこれに準ずる。
(4)博士論文の作成、その他研究一般については、指導教員の指示に従う。
(5)学生個々に副指導教員を指定する。指導教員に加え副指導教員も論文の作成、研究一般の指導を行う。
(6)博士後期課程においては、６年間を超えて在学することはできない。
(7)博士論文を提出せずに退学した者のうち、博士後期課程に３年以上在学し、かつ必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して３年以内に限り博士論文を提出し審査を受けることができる。
(8)環境・エネルギー研究科では、原則として修士科目の後取履修は認めていない。ただし、当研究科博士後期課程学生に開放されている修士科目については、研究指導教員ないし研究指導予定教員と事前相談した上で、履修申請することができる。ただし、本制度によって取得した単位を修了に必要な単位に算入できない。なお、修士課程在籍時に修得した科目は履修申請を認めない。また、教職免許および各種資格に必要な単位としても認定しない。
課程内および課程外学位申請について、研究科が定める研究倫理関係の教育を受けることを、博士論文受理の条件とする。博士課程入学後のオリエンテーション等において、ガイダンスを行う。

２．学位

博士の学位は、選択した研究指導により下表のとおりとする。

	学位：博士（工学）	学位：博士（学術）
研究指導	環境調和システム機器研究 環境・エネルギーネットワーク研究 環境・パワーシステム研究 環境・エクセルギー工学研究 環境システム評価研究 環境・電気エネルギー研究 環境配慮エネルギー・循環システム研究	環境調和システム機器研究 エネルギー・環境政策研究 環境・エネルギーネットワーク研究 環境・パワーシステム研究 環境・エクセルギー工学研究 環境システム評価研究 環境・電気エネルギー研究 環境配慮エネルギー・循環システム研究 環境共生・地域社会システム研究

博士論文の審査基準

博士論文の審査では、以下の事項等が評価される。研究内容が本研究科の博士論文としてふさわしい学術的および社会的な意義を持ち、倫理性、独創性、先進性、有用性、発展性等を有し、加えて当該研究分野の進展に貢献するものであること。博士論文提出者は、研究分野ならびに関連分野の広範かつ高度な専門的知識とともに、学術研究倫理に関する理解と遵守に基づく高度な研究遂行能力と研究成果の説明能力等に加え、自立した研究者としての人格・識見・能力等を有していること。具体的な審査基準は、次の通りである。

1. 研究テーマの適切性：研究テーマが倫理性、独創性、先進性、有用性、発展性等の観点で適切に設定され、かつ研究目的が明確で、学術的および社会的な意義を有していること。
2. 研究遂行能力：自らの研究を学術研究倫理の理解と遵守に基づき、研究計画の立案とその遂行を指導教員等の指導・助言を受けながら、継続して実践していること。
3. 情報収集･編集能力：研究テーマに関連する研究動向の把握や文献等の各種資料の調査・整理が十分に行われ、それらを基にした自らの研究の重要性や位置付け、関連研究との相違ならびに関係性が明確にされていること。
4. 課題分析能力：研究目的を達成するために採用した手法やその組み合わせが研究テーマの十分な分析に基づき行われ、合理性と説得性を有していること。
5. 研究展開能力：研究が複数の側面や局面からの視点で実施されており、その関連性が明示されているとともに、関連学会の進展に寄与する内容であり、かつ今後の発展性を有していること。
6. 合理的論述能力：論文全体の構成を含め、内容では一貫性を保持した合理的論述が展開され、論拠の提示、推論の構築、その上での主張の展開がなされていること。上記により論文の信頼性および説得性を確保するとともに、研究テーマに対応した明解な結論が提示されていること。
7. 論文作成能力：論文全体が論理的で明解な文章で記述されており、表紙・概要・目次・章立て・図表・引用・参考文献・付録等に関しての体裁が整っていること。
8. 情報発信能力：論文全体の内容を明解かつ端的にプレゼンテーションでき、質疑応答に高度かつ的確に対応できること。加えて研究成果の全部または一部がすでに学術論文と

して発表されていること。

9. 自立した研究者としての人格・識見・能力：今後、当該研究分野やその他の研究分野における自立した研究者としての活動が可能な、本研究科の博士学位取得者にふさわしい人格・識見・能力を有していること。

博士論文の審査プロセス

博士論文の審査は、以下の手順で実施される。詳細は、本研究科ホームページに掲載の『博士学位申請』ならびに『博士学位論文のまとめ方と審査への対応ver.1』を参照のこと。概要は以下の通りである。なお、博士学位申請には、「課程による申請」（「課程内」と呼ぶ）と「課程によらない申請」（「課程外」と呼ぶ）の2種類があり、手続の方法や提出書類が異なる。博士学位申請予定者はどちらに該当するかを確認の上、対処すること。

1. 課程内の申請者は、博士論文の草稿が完成したら指導教員の査読を受け、承認されれば同教員を通じて「予備審査会」の設置・開催を本研究科運営委員会に申請する。
2. 論文草稿ならびに論文概要書は、事前にWasedaMoodleの「博士論文審査」の該当レポートフォルダに提出し、『類似度判定』（iParadigms社のTurnitin）のチェックを受ける。結果は予備審査会の設置時に運営委員会に報告される。
3. 課程外の申請予定者は、当該研究分野の本研究科教員または本研究科事務所を通じて研究科長に連絡を取り、博士学位申請の意志があることを伝える。研究科長は、当該申請予定者の対応に当たる本研究科教員を選任し、申請者に通知する。
4. その後、申請予定者は該当教員の了承を受けて博士論文の草稿ならびに論文概要書等ファイル（研究科HP参照）を指定の箇所に送付する。
5. 上記該当教員が論文の「受理」を適切と判断した場合には、「予備審査会」の設置・開催を運営委員会に申請する。
6. 予備審査会の構成等は、運営委員会での承認を必要とする。
7. 「予備審査会報告」を受け、運営委員会での審議に基づき博士論文の「受理」の可否が決定される。
8. 可とされた場合は、運営委員会で審査会（審査委員3名以上，うち1名が主査）を設置する。その際、必要と認められる場合には、他研究科の教員や客員教員、学外者等を審査員とする。
9. 課程外の申請者の場合には、加えて運営委員会で学識確認科目の設定ならびに同試問委員の選任を実施する。
10. 審査会は、提出された博士論文の内容を数回に分けて審査する。申請者は、審査会での指摘や助言を反映させた博士論文の最終版を提出する。
11. 審査会の判断により審査期間中の適切な時期に開催される公聴会においては、博士論文の内容・成果を発表し，聴講者からの質疑に応じる。
12. 課程外の申請者に対しては、学識確認を実施する。学識確認は、原則として指定された科目に関連する課題の小論文と口頭試問（いずれかあるいは両方）によって行われる。合否は試問委員からまとめて運営委員会に報告される。
13. 審査会は博士論文ならびに公聴会での発表等について、「博士論文審査基準」に基づき評価を行う。学位授与を可とする場合には、審査会は「審査報告書」を作成のうえ、

運営委員会に審査結果を報告する。

14. 最終的な学位授与の可否は、運営委員会での「合否判定」により決定される。「受理」から「合否判定」までには、最低でも2ヶ月を要する。

研究指導と博士論文の作成プロセス

博士後期課程での博士論文の作成に向けての研究指導は、履修の「研究」の指導教員個々の指導・助言と本研究科教員による講義や共同指導によって行われる。概要は以下の通りである。

1. 1年次の5月（9月入学者は10月）の指定期日までに、指導教員（主担当の他に副担当が選任される）の指導・助言に基づき論文題目・内容を決定し、日本語または英語で作成した博士論文計画書を指導教員の承認を得て本研究科事務所に提出する。
2. 1年次ならびにそれ以降も、随時、指導教員の助言・指導を受け、研究の遂行と論文の作成に取り組む。
3. また、「導入学習」においても『研究論文の書き方とプレゼンテーション』等の特別講義において「博士論文審査基準」の達成に関する指導を受ける。
4. さらに「博士後期課程研究指導（共同指導）」で発表、質疑に応じ、本研究科教員の共同指導による博士論文作成に当たっての指導・助言を受ける。

詳細な内容，手続き方法については，環境・エネルギー研究科のWeb サイトを確認すること。
https://www.waseda.jp/fsci/gweee/about/dissertations/

博士学位申請　論文受付から合否判定まで

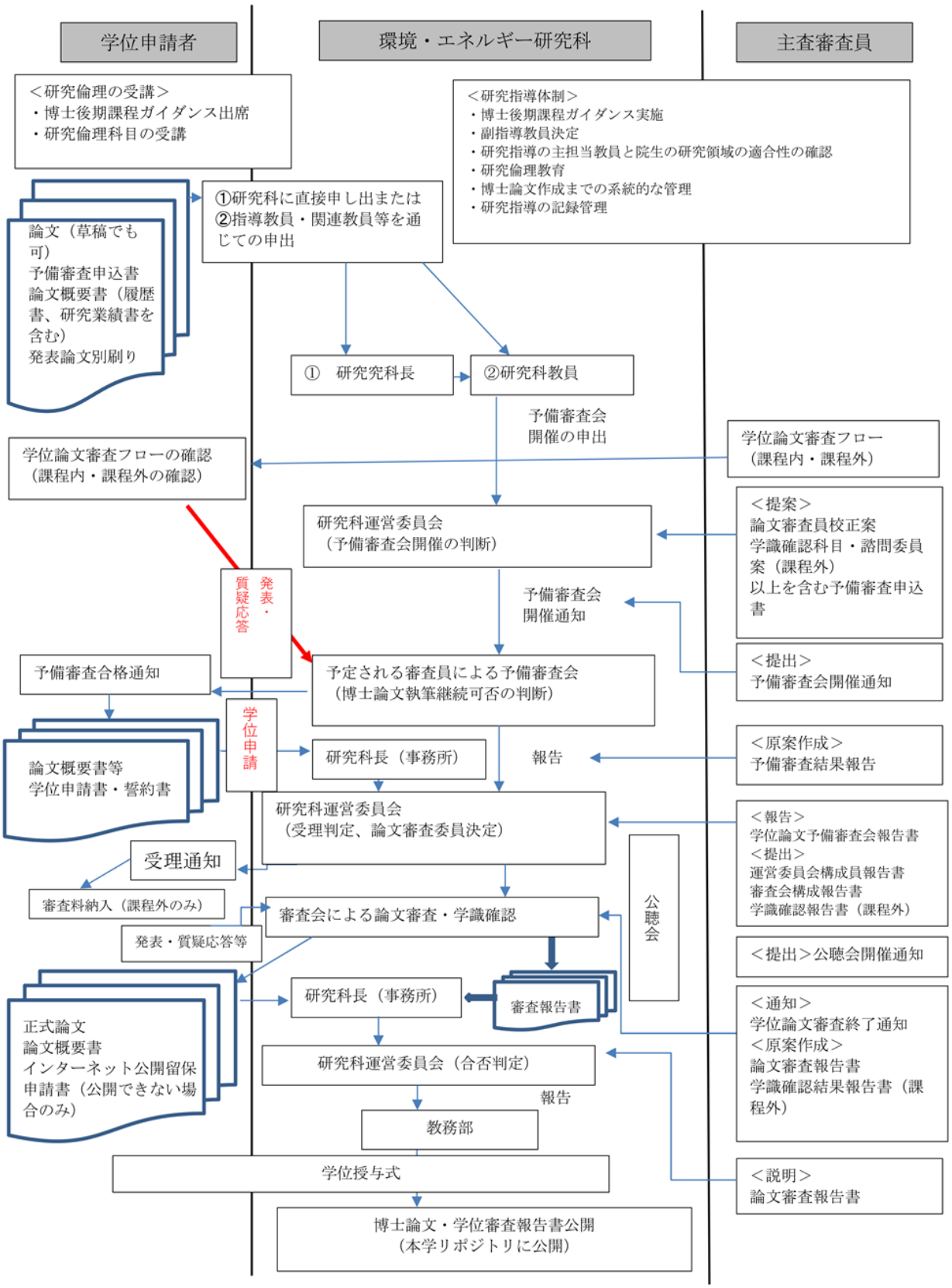

３．成績評価

本研究科博士後期課程における成績評価は以下のとおりとする。

成績通知書の表示	P	Q	H
成績証明書の表示	P	表示しない	表示しない
判　　定	合　格	不合格	保　留

学科目配当

⑴研究指導

	研　　究　　指　　導	担当教員
修　士　課　程	環境調和システム機器研究	関谷
	エネルギー・環境政策研究	友成
	環境・エネルギーネットワーク研究	中西
	環境・パワーシステム研究	草鹿
	環境・エクセルギー工学研究	中垣
	環境システム評価研究	納富
	環境・電気エネルギー研究	紙屋
	環境配慮エネルギー・循環システム研究	小野田
	環境共生・地域社会システム研究	野津
博　士　課　程	環境調和システム機器研究	関谷
	エネルギー・環境政策研究	友成
	環境・エネルギーネットワーク研究	中西
	環境・パワーシステム研究	草鹿
	環境・エクセルギー工学研究	中垣
	環境システム評価研究	納富
	環境・電気エネルギー研究	紙屋
	環境配慮エネルギー・循環システム研究	小野田
	環境共生・地域社会システム研究	野津

⑵授業科目　科目の前に付した※印は本年度休講科目

■コア科目　次のコア科目から2科目4単位以上履修すること。

	学科目名	区別	担当教員	開講学期		単位数
				春学期	秋学期	
	環境調和システム機器論	講義	関谷	○		2
	環境・エネルギー政策論	講義	友成		○	2
	電力システム・環境論	講義	中西		○	2
	熱エネルギー変換工学特論	講義	草鹿		○	2
	熱エネルギー反応工学特論	講義	草鹿	○		2
	環境・エクセルギー工学特論	講義	中垣	○		2
	環境システム評価論	講義	納富	○		2
	環境・電気機械システム論	講義	紙屋		○	2
	環境配慮エネルギー・循環システム論	講義	小野田		○	2
	環境共生・地域社会システム論	講義	野津	○		2

■推奨科目

	学 科 目 名	区 別	担当教員	開講学期		単位数
				春学期	秋学期	
	環境・エネルギービジネス実践講座	講義	小野田	○		2
	環境創造企業の事業戦略	講義	小野田		○	2
	エネルギー最前線	講義	草鹿・松方		○	2
	環境行政経営論	講義	友成	○		2
	人間・環境センシング特論	講義	三輪		○	2
	環境ビジネス論	講義	長沢	○		2
※	環境法論Ⅰ	講義	大塚	○		2
※	環境法論Ⅱ	講義	大塚	○		2
	自然環境概論	講義	平塚		○	2
※	水圏環境保全学	講義	－			2
	知的財産特論	講義	隅藏		集中	1
※	環境経済学原論	講義	有村		○	2
	国際環境人材育成講座	講義	友成・野津 小野田		○	2
	アジアの環境実践研究	講義	納富・野津		○	2
	Industrial Ecology	講義	近藤		○	2
	水質工学特論B	講義	榊原・シェン		○	2
	Environmental Law in Japan	講義	黒川	○		2
	Theory of Environmental Economics	講義	赤尾		○	2
	Global Food and Resource Issues	講義	弦間		○	2
	自動車工学A	講義	草鹿他	○		2
	自動車工学B	講義	草鹿他		○	2
	自動車用パワートレイン開発プロセス及び開発手法	講義	野寄・草鹿	○		2
	スマート社会の実証経済分析	講義	鷲津		○	2
	熱機関特論	講義	黒木・中垣		○	2
	新エネルギー論	講義	納富	○		2
	サステナブルな未来の社会を考える～経済と環境の好循環と行政～	講義	納富他	○		2

■演習科目

	学 科 目 名	区 別	担当教員	開講学期		単位数
				春学期	秋学期	
	環境調和システム機器演習A	演習	関谷	○		3
	環境調和システム機器演習B	演習	関谷		○	3
	エネルギー・環境政策演習A	演習	友成	○		3
	エネルギー・環境政策演習B	演習	友成		○	3
	環境・エネルギーネットワーク演習A	演習	中西	○		3
	環境・エネルギーネットワーク演習B	演習	中西		○	3
	環境・パワーシステム演習A	演習	草鹿	○		3
	環境・パワーシステム演習B	演習	草鹿		○	3
	環境・エクセルギー工学演習A	演習	中垣	○		3
	環境・エクセルギー工学演習B	演習	中垣		○	3
	環境システム評価演習A	演習	納富	○		3
	環境システム評価演習B	演習	納富		○	3
	環境・電気エネルギー演習A	演習	紙屋	○		3
	環境・電気エネルギー演習B	演習	紙屋		○	3
	環境配慮エネルギー・循環システム演習A	演習	小野田	○		3
	環境配慮エネルギー・循環システム演習B	演習	小野田		○	3
	環境共生・地域社会システム演習A	演習	野津	○		3
	環境共生・地域社会システム演習B	演習	野津		○	3
	環境・エネルギー学演習A	演習(必修)	コア教員	○		3
	環境・エネルギー学演習B	演習(選択必修)	コア教員	○		3
	環境・エネルギー学特別演習A	演習(必修)	コア教員	○		3
	環境・エネルギー学特別演習B	演習(必修)	コア教員		○	3
	インターンシップ	実習				2

実体情報学コース

理工学術院の５研究科に属する12の専攻が参加する修士・博士５年一貫プログラムであり、本研究科も参画している。

本コースは情報技術が持つコンピューティングベネフィット（計算の効果）、通信技術が持つネットワークベネフィット（資源共有の効果）、機械技術が持つボディベネフィット（実在と力の効果）の複合的価値創出を指向する中で、医療、環境エネルギー等の重要分野におけるアプリケーションベネフィット（問題を解くこと自体の直接的価値）を導く、「実体」と「情報」の融合学としての「実体情報学（Embodiment Informatics）」を構成し、この新学術領域におけるイノベーションを先導する、先見力、構成力、突破力を兼備した人材を輩出することを目的としている。

コース修了には、５年間で42単位以上を修得のうえ独自の修了審査に合格する必要があるが、これとは別にＬ２（修士２年）修了時までに本研究科での修士課程修了要件を満たす必要がある。希望する学生は指導教員に相談のこと。

なお、カーボンニュートラル社会の実現に向けた本学の教育面での取り組みの一環として、2024 年度より「大学院カーボンニュートラル副専攻」が新設された。これに伴い、本コースは、同副専攻を構成する「ICT・ロボットコース」としても取り扱われ、本コース所属学生には、コース修了と同時に同副専攻修了証が授与される。

詳細は、以下Webサイト内のコース要項を確認のこと。

https://www.leading-sn.waseda.ac.jp/about/curriculum/

PEP卓越大学院プログラム

本「パワー・エネルギー・プロフェッショナル（PEP）育成プログラム」は、13連携大学（早稲田大学、北海道大学、東北大学、福井大学、山梨大学、東京都立大学、横浜国立大学、名古屋大学、大阪大学、広島大学、徳島大学、九州大学、琉球大学）による５年一貫の博士人材育成プログラムである。

本プログラムの目的は、カーボンニュートラルのコアの一つである「エネルギーバリューチェーンの最適化」による新産業創出を様々なセクターで主導する「知のプロフェッショナル」を輩出することである。

エネルギーマテリアル分野から電力システム分野までを含む教育を一気通貫の単一課程とし、これによる技術イノベーションと、制度設計や従来にない付加価値をビジネスとして結実させる社会的イノベーションとを両輪として目指す新たな学理「パワーリソースオプティマイズ」の体系的教育研究プログラムを提供する。

学生は自らの専攻の履修・修了に加え、本プログラム修了要件（５年間で45単位以上の修得・国際学会等での原則、連携機関との共著論文１報以上・プログラム独自の修了審査の合格）を満たすことにより「PEP卓越大学院プログラム修了証」が授与される。

環境・エネルギー研究科の中西研究室、草鹿研究室、中垣研究室、小野田研究室も本プログラムに参画している。希望する学生は指導教員に相談のこと。

なお、カーボンニュートラル社会の実現に向けた本学の教育面での取り組みの一環として、2024 年度より「大学院カーボンニュートラル副専攻」が新設された。これに伴い、本プログラムは、環境・エネルギー研究科においては、同副専攻を構成する「ナノ・エネルギーコース」としても取り扱われ、本プログラム所属学生には、プログラム修了と同時に同副専攻修了証が授与される。

詳細は、以下Webサイト内のプログラム要項を確認のこと。

https://dpt-pep.w.waseda.jp/curriculum/

VI 授　　業

1．学　　期

本大学院の学年は、４月入学者は４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。９月入学者は９月21日に始まり、翌年９月20日に終わる。学年は次の２期に分ける。

春学期　４月１日～９月20日

秋学期　９月21日～翌年３月31日

2．授業時間

本大学の授業時間帯は下表のとおりである。

１時限	２時限	３時限	４時限	５時限	６時限	７時限
8:50～ 10:30	10:40～ 12:20	13:10～ 14:50	15:05～ 16:45	17:00～ 18:40	18:55～ 20:35	20:45～ 21:35

3．休　　講

大学の行事、科目担任者のやむを得ない事情等により、授業を休講することがある。休講は、掲示板、ホームページ、MyWaseda、メール等で通知する。

4．授業欠席の取り扱いについて

以下の事例により、「授業欠席（オンライン授業における未受講を含む）」、「レポート未提出」、「試験未受験」に該当する場合は、所属箇所（学部・研究科等）事務所で手続きを行うことで、その間の取り扱いについて成績評価において不利にならないよう当該科目の担当教員に配慮を願い出ることができる。ただし、欠席の取扱いの最終的な判断は、担当教員の判断による。

1　忌引き

⑴対象

1親等（親、子）、2親等（兄弟姉妹、祖父母、孫）および配偶者

⑵日数

授業実施日連続7日まで（ただし、対象者が海外在住者の場合は、柔軟に対応する）

⑶手続方法

①　欠席期間終了後10日以内に、所属箇所事務所より「忌引きによる欠席届」を受け取る。

②「忌引きによる欠席届」（記入済）および会葬礼状等を、すみやかに所属箇所事務所に提出する。

※保護者等死去の場合は、保護者等変更の手続きも必要。

③　所属箇所事務所より「忌引きによる授業欠席等に関する取扱いのお願い」を受領。

④　担当教員に、教場にて（オンライン授業の場合はEメール、LMS等を通じて、あ

るいは科目設置箇所事務所に）、「忌引きによる授業欠席等に関する取扱いのお願い」を渡し、配慮を願い出る。

2　裁判員制度

⑴対象

裁判員候補者に指名され、裁判員選任手続期日、審理・公判当日に、裁判所へ出頭する本学通学課程に在学する者（国内交換留学生は、これに準ずる）

※科目等履修生や人間科学部ｅスクール学生は対象外とする。

【参考】法律により学生であることを理由に、裁判員の辞退を願い出ることができる。

> 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（第十六条抜粋）
> （辞退事由）
> 第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申し立てをすることができる。
> 一　年齢七十年以上の者
> 二　地方公共団体の議会の議員（会期中の者に限る。）
> 三　学校教育法第一条、第百二十四条又は第百三十四条の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）

⑵手続方法

① 「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」とともに、所属箇所事務所に申し出る。

② 担当教員に、教場にて（オンライン授業の場合はEメール、Waseda Moodle等を通じて、あるいは科目設置箇所事務所に）、「配慮願」を渡し、配慮を願い出る。

3　学校において予防すべき感染症【保健センター／学校保健安全法による】

保健センターホームページ「学校において予防すべき感染症」参照

*新型コロナウイルス関連についても以下を確認のこと。

https://www.waseda.jp/inst/hsc/information/healthcare/infection

5．授業期間中の全学休講の取り扱いについて

気象情報悪化等、次に挙げる事案に際し、全学休講とする場合がある（休日および休業期間を除く）。休講・延期となるのは、対象キャンパスにて実施されるすべての授業および試験となる。

学生は大学の決定した授業の休講・試験の延期措置に原則として従うこととするが、授業が実施されるキャンパスまでの経路において、交通機関の乱れや弾道ミサイル発射に伴うJアラート発信等により通学することが危険又は困難であると自身で判断し、通学を見合わせた場合は、所属箇所事務所による承認済みの欠席届をもって、該当科目の担当教員へ配慮を願い出ることができる。

■例外的な対応

※オンライン授業受講にあたっては、授業を受講する場所において、気象状況の影響等により受講が困難である場合は、各自で判断する。各自の判断で視聴を見合わせた場合は、

後日所属学部（研究科）において手続きを行うことにより、欠席の配慮を求めることができる。

⑴気象状況悪化

気象庁による気象警報のみに基づく授業の休講・試験の延期措置は行わない。ただし、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪等の気象状況および気象庁による気象警報をもとに、危険であると判断した場合は、次の通り、授業の休講・試験の延期措置をとる。なお、大学から特段の通知等がない場合は、原則として授業の休講・試験の延期措置は行わない。

① 授業の休講・試験の延期措置を決定する場合は、原則として、各時限の授業・試験開始60分前までに決定し、以下に記載の「緊急時の通知方法」に従って周知・広報する。ただし、できる限り授業・試験開始の2時間前までには周知できるよう努力する。

② 台風や大雪等、気象状況が時間の経過とともに悪化することが十分予測される場合は、前日に授業の休講・試験の延期措置の決定を行うことがある。その場合は、前日の午後７時までに決定の判断を行い、学生への周知は以下に記載の「緊急時の通知方法」に従って前日の午後９時までに通知を行う。

⑵大地震

大地震発生により、授業実施が困難であると判断した場合は、次の通り、授業の休講・試験の延期措置をとる。

① 授業の休講・試験の延期措置を決定した場合は、直ちに以下に記載の「緊急時の通知方法」で周知・広報する。

② 授業時間中の場合は、校内放送で迅速に周知する。

⑶大規模停電

電力需要量が供給量を大幅に上回り、予測不能な大規模停電が発生した場合は、次の通り授業を休講とし、復旧の翌日の１時限から授業を再開する。

① 授業時間中（１～７時限）に大規模停電が発生した場合は、状況が落ち着くまで教室待機とする。その後の授業は全て休講とする。

② 授業時間外に大規模停電が発生した場合は、当日の授業は全て休講とする。

⑷首都圏の交通機関がストライキを実施した場合

早稲田・戸山・西早稲田キャンパスは①②③④を適用し、所沢キャンパスは①②③⑤を適用する。

① ＪＲ等交通機関のストライキが実施された場合（ゼネスト）は次の通りとする。

A 午前０時までに中止された場合、平常通り授業を行う。

B 午前８時までに中止された場合、授業は３時限目から行う。

C 午前８時までに中止の決定がない場合は、授業は終日休講とする。

上記は、ＪＲの順法闘争および私鉄のストには適用しない。

② 首都圏ＪＲの部分（拠点）ストライキが実施された場合は通常通り授業を行う。

③ 首都圏ＪＲの全面時限ストライキが実施された場合は次の通りとする。

A 午前８時までストライキが実施された場合、授業は３時限目から行う。

B　正午までストライキが実施された場合、６時限目から授業を行う。

C　正午を越えてストライキが実施された場合、授業を終日休講とする。

④　私鉄、都市交通のみストライキが実施された場合は、平常通り授業を行う。

⑤　西武鉄道新宿線または西武鉄道池袋線のどちらか一方でもストライキが実施された場合、また西武鉄道両線が実施されない場合でも西武バスのストライキが実施された場合、次の通りとする。

A　午前８時までストライキが実施された場合、授業は３時限目から行う。

B　午前８時を越えてストライキが実施された場合、授業を終日休講とする。

６．補　　講

休講があった授業科目は、補講が行われることがある。補講の実施については、掲示板、ホームページ、MyWaseda、メール等で通知する。

７．MyWaseda

MyWasedaは早稲田大学が提供する各種サービスの入り口となるポータルサイトである。大学からのお知らせの確認、Wasedaメールの利用、Web科目登録や授業支援システムWaseda Moodleなど大学生活において欠かせないサービスが利用できる。MyWasedaはマルチデバイス（スマートフォン、タブレットでの利用）が可能である。

https://my.waseda.jp/

Ⅶ 学　　籍

1．学籍番号

学生は各自学籍番号をもつ。学籍番号は、修士課程、博士後期課程別になっており、それぞれの在学期間を通じて変更はない。2024年度入学者の学籍番号の例を示す。

環境・エネルギー研究科
環境・エネルギー専攻　修士課程　　５４２４０００１-CD
　　博士後期課程　５４２４０５０１-CD

最初の２桁「54」は環境・エネルギー研究科、次の２桁は入学年度（西暦下2桁）、次の２桁は課程、次の２桁は課程内の学生の番号を示す。なお、上記８桁に１桁の CD（チェックデジット）が付加される。

2．学 生 証

本大学の学生には、入学と同時に学生証を交付する。学生証は、身分を証明するだけでなく、修学上のさまざまな場面で必要となるので、常に携帯し、破損・紛失のないよう管理しなければならない。

なお、学生証とは、「学生証カード」と有効年度を表示した「裏面シール」からなり、「学生証カード」の裏面に「裏面シール」を貼り合わせて初めて効力が生じる。また有効期間は「裏面シール」に示された有効年度の４月１日（または９月21日）から翌年３月31日までである。表面の所定欄に、氏名を記入すること。

⑴ 交　付

１年次の学生証は、受験票と引き換えに交付する。２年次以上については、学年末に裏面シールを交付するので、これを前年度のシールと貼り替えることで、学生証を更新したこととなる。なお、学生証カードは在学期間中使用するが、写真変更希望者は、在学中１回に限り無料で交換できる。この場合は、本研究科事務所に申し出ること。

⑵ 記載事項変更

住所・氏名等記載事項に変更があった場合は、直ちに本研究科事務所に申し出ること。

⑶ 紛　失

学生証を紛失した場合は、悪用される恐れがあるので、直ちに警察に届け、本研究科事務所で再交付の手続きをとること。

⑷ 再交付

紛失等のため再交付を受ける場合は、カラー写真１枚を添付した所定の「再交付願」を本研究科事務所へ提出すること。なお、紛失等による再交付の手数料は2,000円である。

⑸ 提　示

試験、図書館の利用、各種証明書・学割・通学証明書の交付、種々の配付物を受けるとき、その他本学教職員の請求があったときは、学生証を提示しなければならない。

⑹ 失　効

修了または退学などにより学生の身分が消滅すると同時に、その効力を失うので、直ちに本研究科事務所へ返却すること。修了の場合は、引き換えに学位記が授与される。

Ⅷ 学 費 等

1．納入期日

学費の口座振替は、次の期日に行う。

春学期学費　5月 5日（入学手続の場合は別に定める）

秋学期学費　10月 5日（入学手続の場合は別に定める）

2．2024年度入学者の学費等

【修士課程】

※正規の課程で本大学学部（大学院を含む）に入学金を納め、在籍した者が入学する場合は、入学金が免除となる。

※下記表の学費等の他に、最終学年・最終学期に校友会費10年分（割引適用40,000円）が必要となる（本学学部出身者、編入学、一貫制博士課程、博士後期課程、科目等履修生、ダブルディグリーは対象外)。

※実験演習料および諸会費は、改定されることがある。

（4月入学）

	初年度		第2年度	
	入学手続時（春学期）	秋学期	春学期	秋学期
入学金	300,000円	-	-	-
授業料	481,000円	481,000円	581,000円	581,000円
実験演習料	47,000円	47,000円	48,000円	48,000円
学生健康増進互助会費	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
合計	829,500円	529,500円	630,500円	630,500円
年額合計	1,359,000円		1,261,000円	

（9月入学）

	初年度		第2年度	
	入学手続時（秋学期）	春学期	秋学期	春学期
入学金	300,000円	-	-	-
授業料	481,000円	481,000円	581,000円	581,000円
実験演習料	47,000円	47,000円	48,000円	48,000円
学生健康増進互助会費	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
合計	829,500円	529,500円	630,500円	630,500円
年額合計	1,359,000円		1,261,000円	

【博士後期課程】

※正規の課程で本大学学部（大学院を含む）に入学金を納め、在籍した者が入学する場合は、入学金が免除となる。

※実験演習料および諸会費は、改定されることがある。

（4月入学）

	初年度		第2年度		第3年度	
	入学手続時（春学期）	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入学金	200,000円	-	-	-	-	-
授業料	353,500円	353,500円	453,500円	453,500円	453,500円	453,500円
実験演習料	47,000円	47,000円	48,000円	48,000円	48,000円	48,000円
学生健康増進互助会費	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
合計	602,000円	402,000円	503,000円	503,000円	503,000円	503,000円
年額合計	1,004,000円		1,006,000円		1,006,000円	

（9月入学）

	初年度		第2年度		第3年度	
	入学手続時（秋学期）	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
入学金	200,000円	-	-	-	-	-
授業料	353,500円	353,500円	453,500円	453,500円	453,500円	453,500円
実験演習料	47,000円	47,000円	48,000円	48,000円	48,000円	48,000円
学生健康増進互助会費	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
合計	602,000円	402,000円	503,000円	503,000円	503,000円	503,000円
年額合計	1,004,000円		1,006,000円		1,006,000円	

学年延長生の学費取扱いについては、下表を参照すること。

	授業料	実験演習料 学生健康増進互助会費
修士論文・博士論文の審査のみが残っている者	所定額の50%	修士課程は2年次所定額、博士後期課程は3年次所定額、一貫制博士課程は5年次所定額
前学期終了時までに修了に必要な単位を修得していない者で、修士論文・博士論文の審査に合格している者		
前学期終了時までに修了に必要な単位を修得していない者で、修士論文・博士論文の審査も合格していない者	所定額	

※形式的な学年上延長生であっても、休学・留学のために在学年数が標準修業年限を満たしていない（実質正規の延長生）場合には、延長生学費は適用されない。

3．納入方法

学費等の納入方法は、事前に申請をしたゆうちょ銀行を含む全国の金融機関指定口座からの口座振替となる。入学後、約2週間以内に学生本人のWasedaメールアドレス宛に「学

費引落口座登録手続のお願い」と題したeメールが送られる。スマートフォンやタブレット端末、PCから「早稲田大学学費引落口座WEB登録システム」にアクセスし、インターネット上にて金融機関との口座振替契約手続を行うこと（金融機関窓口での手続は必要ない）。

4．学費延納

学費は、それぞれ指定の期日までに納入しなければならないが、特別な事情でそれが不可能な場合は、本研究科事務所に相談すること。

5．抹　籍

学費の納入を怠った場合は抹籍（本学学生の身分を失う）となり、学費が納入された学期末に遡って退学となる。この場合、在学年数および成績の一部が無効となる。なお、特別の事情により自動的に抹籍となる日（以下参照）以前に離籍を希望する場合は、本研究科事務所へ相談すること。

未納学費	学費振替日	自動的に抹籍となる日	遡って退学とみなす日
春学期分	5月 5日	9月20日	3月31日
秋学期分	10月 5日	翌年の3月31日	9月20日

IX 各種手続と事務の取り扱い

1．各種手続

⑴ 休学

① 休学の条件

病気その他の正当な理由により、引き続き２カ月以上授業（試験を含む）に出席することができない者は、所定の申請手続に基づき、研究科長の許可を得て休学することができる。

なお、春学期の休学については６月１日（春学期授業終了の２カ月前）以降、秋学期の休学については12月１日（秋学期授業終了の２カ月前）以降の申請は認められない。

休学種別	休学願の提出期日	休学終了日	復学日	休学年数
春学期	５月31日まで	９月20日	９月21日	0.5年
秋学期	11月30日まで	翌年３月31日	翌年４月１日	0.5年

② 休学期間

休学は春学期休学あるいは秋学期休学の２種類とし、当該年度限りとする。また、在籍中に休学できる期間は通算して修士課程の場合２年、博士後期課程の場合３年を超えることはできない。休学期間は在学年数に算入しない。

③ 休学期間の学費

休学願の提出日により、休学中の学費は下表のとおりとなる。

春学期休学願		金　額
４月30日まで	在学中在籍料	５万円
５月１日から５月31日まで	授業料	所定学期の全額
	実験演習料	

秋学期休学願		金　額
６月30日から10月31日まで	在学中在籍料	５万円
11月１日から11月30日まで	授業料	所定学期の全額
	実験演習料	

※入学と同時に休学する場合は、学費の減額はない。

上記に加え、学生健康増進互助会費（学期ごとに1,500円）を徴収する。

⑵ 留学

① 外国の大学またはそれに準じる高等教育機関、研究機関に１学年または１学期相当期間在籍し、教育を受ける場合、または研究に従事する場合、本研究科運営委員会の許可を得て留学することができる。留学しようとする者は、留学センターの発行する『留学の手引き』を参照のうえ手続を行うこと。

② 在籍中に留学できる期間は1年間相当とする。特別な事情がある場合は、２年間に限り、さらにこれを延長できる。

③ 留学期間は在学年数に算入しない。

④ 留学期間中の学費については、本研究科事務所に問い合わせること。ただし、交換協定や箇所間協定による交換留学の場合は、留学センターにて確認すること。

⑶ 復学

① 復学は学期の始めに限られる。

② 復学後、修士課程での在籍年数（休学・留学期間含む）が３年以上であるが、在学年数（休　学・留学期間除く）が２年未満となる学生は、在学年数が２年に達するまで当該年度２年度生の学費額を徴収する。

同様に、博士後期課程での在籍年数（休学・留学期間含む）が４年以上であるが、在学年数（休学・留学期間除く）が３年未満となる学生は、在学年数が３年に達するまで、当該年度３ 年度生の学費額を徴収する。

⑷ 退学

① 退学を希望する者は学生証を添え、退学願を提出すること。

② 学期の途中で退学する場合でも、その期の学費を納めていなければならない。

⑸ 再入学

① 正当な理由で退学した者が再入学を願い出た場合は、学年の始めに限り選考の上許可することがある。

② 再入学の願い出は、退学した学年の翌学年から起算して、修士課程は４年度まで、博士後期課程は５年度までの間に限る。

⑹ 住所変更、保護者等変更とその他の変更の届出

① 本人の住所・電話番号および学生届出口座の変更については、MyWaseda の「学生基本情報変更」画面から登録すること。本人の住所の変更が登録された場合は、大学に届け出たメールアドレス宛に承認メールが送付されるので、本研究科事務所で新しい学生証裏面シールを受け取ること。

② 保護者等または学費支払者が住所・電話番号を変更した場合は、ただちに届け出ること。

③ 在学中に改姓（名）を行った場合は、戸籍謄本、戸籍抄本、新旧両方の氏名が記載された官公庁等の発行する身分証明書（運転免許証、パスポート等）のいずれかの原本またはコピーを添付のうえ届け出ること。

④ 保護者等の変更を必要とする場合には、新しい保護者等を選定のうえ届け出ること。

⑺ 在留カードの更新

在留カードの更新時や記載事項に変更があった場合には、すみやかに以下の申請フォームから本学へ届け出ること。

https://forms.office.com/r/8U2jFGGyBq

２．各種証明書等の交付

https://wnpspt.waseda.jp/student/supportanywhere/2023/05/01/certificate_request/

Support Anywhere（サポエニ）のサイトを確認し、手続きをすること。

３．通学定期券

JR線・私鉄・地下鉄・都バス等の通学定期券は、最寄駅で学生証を提示し、購入することができる。通学先キャンパスが変更になる場合は、当研究科Webページから、申請フォーム「通学先変更願」にて申請すること。

４．学生健康増進互助会

在学中に病気やけがをして診療を受けた場合、病院で支払った医療費（自己負担分）の一部について給付を行っている。詳細については、下記URL を参照のこと。

https://www.waseda.jp/inst/student/support/studenthealth

５．早稲田大学学生補償制度（傷害補償）

大学の管理下にある教育研究活動中（正課中、学校行事中、学校施設内にいる間、課外活動中（公認サークルのみ）、通学中、施設間移動中等）において事故に遭って、ケガが発生した場合に補償する制度である。

なお、事前に「合宿・遠征（課外活動）届」を提出しないと課外活動における事故にこの制度が適用されない。詳細は、本研究科事務所または学生生活課（学生会館１階）に問い合わせること。

早稲田大学学生補償制度（傷害補償）Web ページ
http://www.waseda.jp/student/hoken/gakushouho/

６．早稲田大学学生補償制度（賠償責任補償）

国内・国外において、大学が認めたインターンシップ・教育実習・ボランティア活動中等に、他人にケガを負わせた場合や、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する制度である。詳細は、学生生活課（学生会館１階）に問い合わせること。

早稲田大学学生補償制度（賠償責任補償）Web ページ
http://www.waseda.jp/student/hoken/gakubaiho/

７．環境・エネルギー研究科事務所の事務取扱時間ならびに休業日について

《事務取扱時間》
月曜日～金曜日　　９時～17時
（授業休止期間中は、12時30分～13時30分昼休み）

《休業日》
土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～１月５日）・夏季一斉休業期間
大学が定めた休業日
（注）夏季休業・冬季休業等の期間中は、事務処理が平常時より時間がかかる場合がある。
　　国民の祝日でも、特別の必要があり授業を行う場合は事務を取り扱う。

《早稲田事務所》
〒169-8050　東京都新宿区西早稲田1-3-10（早稲田大学29-7号館122室）
電　話　03－5286－8354
ＦＡＸ　03－5286－8359
E-mail　weee@list.waseda.jp

8．郵便物等の取り扱い

事務所では、原則として学生個人宛私物の郵便物・宅配便等の取り扱いは行わない。

X 学生生活

1．奨学金制度

本学の奨学金制度は、大隈記念奨学金・小野梓記念奨学金等の学内奨学金と、日本学生支援機構奨学金・民間団体奨学金・地方公共団体奨学金等の学外奨学金に大別される。

いずれの奨学金も、人物・学業成績が優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な学生に給付または貸与することによって、教育の機会均等を図るとともに、社会に貢献する人材の育成を目的としている。

これらの奨学金に出願するためには、学年始めの所定の日に、奨学金登録をしなければならない。手続きの詳細は『challenge（奨学金情報)』に掲載されているが、研究科ホームページ等にも注意すること。登録の有効期間は１年間である。

これ以外の奨学金の募集があった場合は、随時、研究科ホームページ等で周知する。

なお、家計支持者の死亡・失職または災害等により、家庭の経済状況が急変した場合は、未登録であっても奨学課に申し出ると、日本学生支援機構奨学金の緊急採用・災害採用等が適用される場合がある。

奨学金希望者は、本研究科のホームページに掲載される奨学金に、募集のある都度申し込むこと。

2．ハラスメントの防止

早稲田大学では、ハラスメント防止に真摯に取り組んでいる。55ページの「ハラスメントの防止」を参照のこと。

3．保健センター

早稲田大学保健センターは、学生の皆さんが健康な状態で大学生活を送るとともに、在学中に生涯を通じて心身の健康を自己管理できる能力を身につけられるよう支援している。

https://www.waseda.jp/inst/hsc/

早稲田分室（早稲田キャンパス25-2号館）　TEL: 03-5286-2185

- 6F 学生相談室
- 5F こころの診察室（精神科）
- 3F 診察室（内科、心療内科）

西早稲田分室（西早稲田キャンパス51号館1F）　TEL: 03-5286-3021

4．学生相談室

学生生活のことなら何でも相談できる窓口で、相談は無料となる。学生相談室で取得した相談者の個人情報は、「早稲田大学個人情報の保護に関する規則」に則り厳重に管理し、相談業務の遂行に必要な活動（個人宛の電話や手紙連絡を含む）のために利用する。また、相談者の同意なく学部・研究科等を含む第三者に開示することはない。ただし、自他の生命や身体の安全に関わる場合や重大な犯罪に関わる場合はその限りではない。

https://www.waseda.jp/inst/hsc/information/counseling

早稲田分室（早稲田キャンパス25-2号館6F）　TEL: 03-3203-4449
西早稲田分室（西早稲田キャンパス51号館1F）　TEL: 03-5286-3082

5．スチューデントダイバーシティセンター（SDC）

スチューデントダイバーシティセンターでは、人種、エスニシティ、国籍、ジェンダー、セクシュアリティ、障がいの有無、宗教、年齢などにかかわらず、多様な学生の豊かな学生生活環境の確保と、多様な価値観や生き方を受容するキャンパスづくりの推進を目的に、支援や啓発を行っている。気軽に質問、相談、来室すること。
https://wnpspt.waseda.jp/student/supportanywhere/2021/01/21/diversity/

6．アクセシビリティ支援センター（ARC）

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、精神障がい、発達障がい、その他の障がい（失語症や内部障がいなど）のある学生が、他の学生と同等の修学環境を得られるよう、合理的配慮の調整をしている。合理的配慮について相談をしたい方は問い合わせること。

身体障がい部門
場所：3号館1階110　TEL：03-5286-3747　E-mail：arc@list.waseda.jp

精神・発達障がい部門
場所：27-10号館5階502　TEL：03-3208-0587　E-mail：shien02@list.waseda.jp

開室時間：ウェブサイトを確認すること。
URL：https://www.waseda.jp/inst/dsso/　（両部門共通）

7．GSセンター（ジェンダー・セクシュアリティセンター）

GSセンターは、早稲田大学のLGBTQ+（性的マイノリティなど）学生や、ジェンダー・セクシュアリティに関心のある全ての人々（アライ含む）の居場所であり、誰もが自由に利用できるセーファースペース／リソースセンターである。

学生スタッフとのおしゃべりや、書籍や雑誌などのリソースを利用したり、イベントに参加することができる。また、ジェンダーやセクシュアリティに関する疑問や違和感、心配事などの相談には専門の職員が対応し、プライバシーは守られる。また、必要に応じて学内外の専門機関への橋渡しを行う。

場所：10号館2階213 開室時間：ウェブサイトを確認すること。
E-mail：gscenter@list.waseda.jp
URL：https://www.waseda.jp/inst/gscenter/

8．ICC（異文化交流センター）

ICCは、国境、国籍、文化の枠を越えてさまざまな学生同士が交流できるイベントやプログラムを運営している。3号館1階にあるICCラウンジも利用できる。

場所：3号館1階
開室時間：ウェブサイトを確認すること。
TEL：03-5286-3990
E-mail：icc@list.waseda.jp
URL：https://www.waseda.jp/inst/icc/

9．緊急時の通知方法

緊急時に大学から通知する内容は、以下の方法で確認すること。

1．早稲田大学緊急用お知らせサイト　https://emergency-notice.waseda.jp/
2．MyWaseda内のお知らせ
3．Wasedaメール

また、以下からも同一の内容にアクセスできる。

1．MyWasedaログイン前画面下段（緊急時のおしらせ）https://my.waseda.jp/
2．早稲田大学公式Webサイト　https://www.waseda.jp/
3．早稲田大学公式X（旧：Twitter）https://twitter.com/waseda_univ
4．早稲田大学公式Facebook　https://www.facebook.com/WasedaU

早稲田大学大学院学則（抜粋）

第１章 総則

（設置の目的）

第１条 本大学院は、高度にして専門的な学術の理論および応用を研究、教授し、その深奥を究めて、文化の創造、発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

（教育研究上の目的の公表等）

第１条の２ 本大学院は、研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表のとおり定め、公表する。

（博士課程）

第２条 本大学院に博士課程をおく。

２ 博士課程の標準修業年限は、５年とする。

３ 博士課程のうち、前期２年、後期３年に区分することができ、この区分をするものを「区分制博士課程」といい、この区分をしないものを「一貫制博士課程」という。

４ 区分制博士課程における前期２年の課程は「修士課程」といい、この場合における後期３年の課程は「博士後期課程」という。

５ 修士課程の標準修業年限は、２年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻または学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、２年を超えるものとすることができる。

６ 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻または学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることができる。

（課程の趣旨）

第３条 一貫制博士課程および博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

２ 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

第２章 教育方法等

（教育方法）

第６条　本大学院の教育は、授業科目および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（履修方法等）

第７条 各研究科における授業科目、単位数および研究指導ならびにこれらの履修方法は別表のとおりとする。

２ 学生の研究指導を担当する教員を指導教員という。

３ 本大学院の講義、演習、実習などの授業科目の単位数の計算については、早稲田大学学則（1949年４月１日示達）第12条および第13条の規定を準用する。

（他研究科または学部の授業科目の履修）

第８条　当該学術院教授会または研究科運営委員会（以下「研究科運営委員会等」という。）において、教育研究上有益と認めるときは、他の研究科の授業科目または学部の授業科目を履修させ、これを第13条、第13条の２、第13条の３、第13条の４または第14条に規定する単位に充当することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第８条の２ 当該研究科運営委員会等において教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に本大学院または他大学の大学院（外国の大学の大学院および国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含み、早稲田大学学則第52条に規定する単位として算入したものを除く。）を、第13条に規定する単位（次項において「修了要件単位」という。）に充当することができる。

（授業科目の委託）

第９条 当該研究科運営委員会等において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学の大学院および国際連合大学を含む。）とあらかじめ協議の上、その大学院の授業科目を履修させることができる。

２ 前項の規定により履修させた単位は15単位を超えない範囲、かつ、第8条の２第2項の規定により修了要件単位に充当することができる単位数と合わせて20単位を超えない範囲で修了要件単位に充当することができる。

（研究指導の委託）

第10条 当該研究科運営委員会等において、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院または研究所（外国の大学の大学院または研究所および国際連合大学を含む。）とあらかじめ協議の上、本大学院の学生にその大学院等において研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、１年を超えないものとする。

（単位の認定）

第11条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、その合格者に所定の単位を与える。

（試験および成績評価）

第12条 授業科目に関する試験は、当該研究科運営委員会等の定める方法によって、毎学年末、またはその研究科運営委員会等が適当と認める時期に行う。

２ 授業科目の成績は、A＋、A、B、CおよびFの五級に分かち、A＋、A、BおよびCを合格とし、Fを不合格とする。ただし、研究指導等の成績については、PおよびQの二級に分かち、Pを合格とし、Qを不合格とすることができる。

第３章 課程の修了および学位の授与

（修士課程の修了要件）

第13条 修士課程の修了の要件は、大学院修士課程に２年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者について当該研究科運営委員会等が認めた場合に限り、大学院修士課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

２ 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3　2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻または学生の履修上の区分にあっては、第1項の前段に規定する在学年数については、当該標準修業年限以上在学するものとする。

（博士課程の修了要件）

第14条 博士課程の修了の要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各研究科の定めた所定の単位を修得し、所要の研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者について当該研究科運営委員会等が認めた場合に限り、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 第2条第6項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者および第13条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、博士課程に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、各研究科の定めた所定の単位を修得し、所要の研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者について当該研究科運営委員会等が認めた場合に限り、博士課程に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 研究科運営委員会等は、第8条の2の規定により当該大学院に入学する前に修得した単位（第28条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、修士課程を修了した者の第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する博士課程における在学期間（第1項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

5 前4項の規定にかかわらず、第29条第2号、第3号、第4条および第5条の規定により、博士後期課程への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、博士課程に3年以上在学し、各研究科の定めた所定の博士論文提出資格要件を満たし、所要の研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者について当該研究科運営委員会等が認めた場合に限り、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

6 第1項から第4項の規定にかかわらず、専門職学位課程を修了した者の博士課程の修了要件は、博士課程に5年から当該専門職学位課程の標準修業年限を差し引いた期間以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科運営委員会等の行う博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、標準修業年限を1年以上2年未満もしくは2年とした専門職学位課程を修了した場合は、博士課程に3年から当該専門職学位課程の標準修業年限を差し引いた期間以上、または法科大学院の課程を修了した場合は1年以上在学すれば足りるものとする。

7 博士論文を提出しないで退学した者のうち、博士後期課程の場合は3年以上、一貫制博士課程の場合は5年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して3年以内に限り、当該研究科運営委員会等の許可を得て、博士論文を提出し、試験を受けることができる。

（博士学位の授与）

第15条 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

（修士学位の授与）

第16条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

（課程によらない者の博士学位の授与）

第17条 博士学位は、第15条の規定にかかわらず、博士論文を提出して、その審査および試験に合格し、かつ、専攻学術に関し博士課程を修了した者と同様に広い学識を有することを確認された者に対しても授与することができる。

（学位規則）

第18条 この学則に定めるもののほか、学位に付記する専攻分野名その他学位に関し必要な事項は、早稲田大学学位規則（1976年教務達第２号）をもって別に定める。

第５章 学年、学期および休業日

（学年および学期）

第25条 本大学院の学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。

２ 学年は次の２期に分ける。

春学期 ４月１日から９月20日まで

秋学期 ９月21日から翌年３月31日まで

３ 前項に定める各学期を前半および後半に分けることができるものとする。

（休業日）

第26条 定期休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 本大学創立記念日（10月21日）

四 夏季休業 ８月上旬から９月20日まで

五 冬季休業 12月下旬から翌年１月５日まで

六 春季休業 ２月中旬から３月31日まで

２ 夏季、冬季、春季休業期間の変更または臨時の休業日については、その都度公示する。

３ 休業日でも、特別の必要があるときは授業を行うことがある。

第６章 入学、休学、退学、転学、専攻の変更および懲戒

（入学の時期）

第27条 入学時期は、毎学期の始めとする。

（修士課程、専門職学位課程および一貫制博士課程の入学資格）

第28条 本大学院の修士課程、専門職学位課程および一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者

四 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣

が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

五 文部科学大臣の指定した者

六 大学に３年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者（法科大学院においては、当該単位の修得状況およびこれに準ずるものとして当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力および資質を有すると認める者を含む。）

七 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

2 前項の規定にかかわらず、本大学において授与した博士学位を取り消された者は、一貫制博士課程への入学を許可しない。

（博士後期課程の入学資格）

第29条 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 修士または修士（専門職）もしくは法務博士（専門職）の学位を得た者

二 外国において修士もしくは修士（専門職）の学位またはこれに相当する学位を得た者

三 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を得た者

四 文部科学大臣の指定した者

五 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士または修士（専門職）もしくは法務博士（専門職）の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

2 前項の規定にかかわらず、本大学において授与した博士学位を取り消された者は、入学を許可しない。

（入学検定の手続）

第30条 本大学院に入学を志願する者は、大学が定める期日までに、大学に別表１に定める入学検定料を納付し、必要書類を提出しなければならない。

（入学手続）

第31条 入学または転入学を許可された者は、大学が指定する入学手続期間内に、大学に入学金ならびに最初の学期に係る授業料、施設費、教育環境整備費、演習料および実験演習料を納め、所定の書類を提出しなければならない。

（保護者等）

第32条　保護者等（学生が学修研究活動を円滑に遂行していく上で、本大学院と連携し、学生を指導、支援する立場の者をいう。以下同じ。）は、学生が在学中に本大学院の諸規則、指示および遵守事項を守るよう指導し、監督する責任を負う。

2 保護者等として不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。

3 保護者等が死亡し、またはその他の理由でその責務を果たし得ない場合には、新たに保護者等を選定して届け出なければならない。

（在学年数の制限）

第33条 本大学院における在学年数は、修士課程および専門職学位課程にあっては４年、博士後期課程にあっては６年、一貫制博士課程にあっては８年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず２年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻または学生の履修上の区分における修士課程および専門職学位課程の在学年数にあっては当該標準修業年限の２倍を超えることはできないものとする。

（休学）

第34条 病気その他の理由で引き続き２か月以上出席することができない者は、休学願書にその理由を付し、保護者等と連署で所属する研究科の研究科長に願い出なければならない。

2 休学は当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引続き休学を許可することがある。この場合、休学の期間は通算し修士課程および専門職学位課程においては２年、博士後期課程および一貫制博士課程においては３年を超えることはできない。

3 前項の規定にかかわらず２年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻または学生の履修上の区分における修士課程および専門職学位課程の通算年数にあっては当該標準修業年限を超えることはできない。

4 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

（専攻および研究科の変更等）

第35条 専攻および研究科の変更または転入学に関する願い出があった場合には、当該研究科運営委員会等の議を経てこれを許可することができる。

（任意退学）

第36条 任意に退学しようとする者は、理由を付し、保護者等と連署で願い出なければならない。

（措置退学）

第37条の２ 次の各号の一に該当する者については、退学の措置をとるものとする。

一 第33条に定める在学年数を満了した者

二 指導教員から博士後期課程および一貫制博士課程において研究指導を終了する旨の報告が教授会に対してされた者

三 各研究科が定める一の学年から次の学年に進むための要件を満たすべき期間を満了した者

四 正当な理由がなく、各研究科が定める出席基準を満たさない者

五 学業を怠り、各研究科が定める必要単位数を一定期間に満たさない者

（懲戒）

第38条 学生が、本大学の規約に違反し、または学生の本分に反する行為があったときは懲戒処分に付することがある。

2 懲戒は、訓告、停学、退学の３種とする。

3 学生の懲戒手続に関する事項は、学生の懲戒手続に関する規程（2012年規約第12－22号の１）をもって別に定める。

（懲戒退学）

第39条 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者は、懲戒による退学処分に付する。

（再入学）

第39条の２ 第36条または第37条の２第４号及び第５号の規定により退学した者が再入学を志望したとき

は、別に定める期間内に限り、選考の上これを許可することがある。ただし、退学した日の属する学期の翌学期の始めにおいてこれを許可することはできない。

2 第39条の規定により退学した者が再入学を志望したときは、これを許可しない。ただし、退学後別に定める期間を経過し、改悛の情が顕著でありかつ成業の見込みがある場合には、選考の上これを許可することがある。

3 再入学を許可された者が退学または学費未納により抹籍となった場合、以後の再入学は認めない。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

4 第1項から前項までの規定により再入学を許可した場合においては、既修の科目の全部または一部を再び履修させることがある。

（教授会の議）

第39条の３ 入学、退学、休学もしくは研究科の変更の許可または懲戒は、各教授会の議を経てこれを行う。懲戒による退学とすべき事由がある者については、他の事由による退学を認めないものとする。

第７章 入学金・授業料・施設費・教育環境整備費・演習料および実験演習料等

（授業料等の納入期日）

第41条の２ 学生は、第31条の場合を除き、次の各号に掲げる学期に係る授業料、施設費、教育環境整備費、演習料および実験演習料（以下「授業料等」という。）を当該各号に掲げる日までに大学に納めなければならない。

一 春学期 4 月15日

二 秋学期 10月 1 日

（授業料等の額）

第42条 入学金および授業料等の額は、別表２のとおりとする。

（修業年限を超えて在学する者の授業料等）

第42条の２ 前２条の規定にかかわらず、修業年限を超えて在学する者の授業料等の額および納入期日は、細則で定める。

（納入学費の取扱）

第43条 既に納入した授業料およびその他の学費は、事情のいかんにかかわらず返還しない。

（中途退学者の学費）

第44条 学年の中途で退学した者でも、その期の学費を納入しなければならない。

（抹籍）

第45条 学費の納入を怠った者は、抹籍することがある。

第８章 外国学生

（外国学生の入学選考）

第46条 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、またはこれに準ずる者は、第28条および第29 条の規定にかかわらず、特別の選考を経て入学を許可することができる。

2 前項の規定による選考方法は、研究科長会の議を経て、各研究科運営委員会等が定める。

（外国学生の入学出願書類）

第47条 前条の規定により入学を志願する者は、所定の書類を提出しなければならない。

（外国学生の特別科目）

第48条 第46条および第47条の規定により入学を許可された者については、学修の必要に応じて、一般に配置された科目の一部に代え、またはこれに加えて特別の科目を履修させることができる。

2 前項の規定による特別の科目は、当該研究科運営委員会等が定める。

（外国で修学した日本人の取扱）

第49条 日本人であって、第28条第３号および第29条第２号に該当する者は、本章の規定によって取扱うことができる。

（外国人特別研修生）

第50条　第46条から第48条までの外国学生の規定にかかわらず、外国人であって本大学院において特定課題についての研究指導を受けようとする者があるときは、支障がない限り、外国人特別研修生として入学させることができる。

2 外国人特別研修生の入学手続・学費等については、別に規程をもって定める。

第９章 科目等履修生

（科目等履修生）

第51条 第27条から第29条までの規定によらないで、本大学院において授業科目を履修しようとする者または特定課題についての研究指導を受けようとする者があるときは、科目等履修生として入学させることができる。

（科目等履修生の種類）

第52条 官公庁、外国政府、学校、研究機関、民間団体等の委託に基づく者を委託履修生という。

2 科目等履修生のうち、特定の目的を果たすために、大学院等の科目群から構成されるプログラムを履修しようとする者を特定プログラム履修生という。

3 前２項に定める履修生以外の者を一般科目等履修生という。

（科目等履修生の選考）

第53条 科目等履修生として入学を志願する者については、正規の学生の修学を妨げない限り、選考の上入学を許可する。

（科目等履修生の履修証明書）

第54条 科目等履修生が履修した科目について試験を受け、合格したときは、単位を授与し、本人の請求によって証明書を交付する。

（科目等履修生の学費、入学手続等）

第55条 科目等履修生は、別表３に従い、聴講料および研究指導料を納めなければならない。

2 科目等履修生の入学手続、学籍等の取扱いについては、別に規程をもって定める。

（正規学生の規定準用）

第56条 科目等履修生については、第３章ならびに第33条および第34条を除き、正規の学生に関する規定を準用する。

第10章 研究生

（研究生）

第57条 本大学院博士後期課程に６年間在学し、博士論文を提出しないで退学した者のうち、引き続き大学院において博士論文作成のため研究指導を受けようとする者があるときは、研究生として入学させることができる。

（研究生の選考）

第58条 研究生として研究指導を受けようとする者については、正規の学生の修学を妨げない限り、選考の上入学を許可する。

（研究生の入学手続、学費および在学期間等）

第59条 研究生の入学手続、学費および在学期間等については別に規程をもって定める。

（正規学生の規定準用）

第60条 研究生については、本章の規定および別に定める規程によるほか、正規の学生に関する規定を準用する。

第11章 交流学生

（交流学生の受託）

第61条 他大学の大学院の学生で、協定に基づき本大学院の授業科目を履修しようとする者または特定課題についての研究指導を受けようとする者を、交流学生として受け入れることができる。

（交流学生の受入手続、学費等）

第62条 交流学生の受入手続および学費等については、当該大学との協定による。

早稲田大学学位規則（抜粋）

第１条　この規則は、早稲田大学学則（1949年４月１日示達。以下「大学学則」という。）および早稲田大学大学院学則（1976年教務達第１号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、早稲田大学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位）

第２条 本大学において授与する学位は、学士、博士、修士および専門職学位とする。

３ 博士の学位は次のとおりとする（その他の研究科については省略）。

研究科	専攻	学位
環境・エネルギー研究科	環境・エネルギー専攻	博士（工学）

４ 大学は、前項に定める学位のほか博士（学術）の学位を授与することができる。

５ 修士の学位は次のとおりとする（その他の研究科については省略）。

研究科	専攻	学位
環境・エネルギー研究科	環境・エネルギー専攻	修士（工学）
		修士（学術）

（博士学位授与の要件）

第４条 博士の学位は、大学院学則第14条により博士課程を修了した者に授与する。

２ 前項の規定にかかわらず、博士の学位は本大学院の博士課程を経ない者であっても、大学院学則第17条により授与することができる。

（修士学位授与の要件）

第６条 修士の学位は、大学院学則第13条により修士課程を修了した者に授与する。

（課程による者の学位論文の受理）

第７条 本大学院の課程による者が、学位論文の審査を求めるときは、各研究科の定めるところにより、学位論文および論文概要書を研究科長に提出するものとする。

２ 研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて研究科運営委員会の審査に付さなければならない。

（課程によらない者の学位の申請）

第８条 第４条第２項の規定により学位の授与を申請する者は、その申請する学位の専攻分野に応じた研究科の定めるところにより、学位申請書（別表１）、博士論文、論文概要書および履歴書を総長に提出しなければならない。

（課程によらない者の学位論文の受理）

第９条 前条の規定による博士論文の提出があったときは、総長は、その論文を審査すべき研究科運営委員会の議を経て、受理するか否かを決定し、受理することに決定した学位論文について審査を付託するものとする。

２ 研究科長は、受理の可否および審査のため必要と認めるときは、前条に規定する論文の部数のほか、必要な部数を追加して提出させることができる。

（学位論文）

第10条 博士、修士および専門職学位の学位論文は１篇に限る。ただし、参考として、他の論文を添付す

ることができる。

2 前項により、一旦受理した学位論文等は返還しない。

3 審査のため必要があるときには、学位論文の副本、訳文、模型または標本等の資料を提出させることがある。

（公開発表）

第10条の2 研究科長は、博士論文を提出する者または提出した者に、当該博士論文の公開発表の機会を設ける。

2 公開発表の方法、時期その他の必要事項は、研究科運営委員会において定める。

（審査料）

第11条 第9条の規定により、学位論文を受理したときは、学位の申請者にその旨を通知し、別に定める審査料を納付させなければならない。ただし、一旦納付した審査料は返還しない。

（審査員）

第12条 研究科運営委員会は、第7条第2項の規定により、学位論文が審査に付されたとき、または第8条および第9条の規定により、学位の審査を付託されたときは、当該研究科の教員のうちから、3人以上の審査員を選任し、学位論文の審査および試験または学識の確認を委託しなければならない。

2 研究科運営委員会は必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず本大学の教員または教員であった者を、学位論文の審査および試験または学識の確認の審査員に委嘱することができる。

3 研究科運営委員会は必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず他の大学院または研究所等の教員等に学位論文の審査員を委嘱することができる。

4 研究科運営委員会は、第1項の審査員のうち1人を主任審査員として指名しなければならない。ただし、研究科運営委員会が必要と認めたときは、第2項の審査員のうち、本大学の専任教員である者または協定等に基づいて嘱任した客員教員を主任審査員として指名することができる。

（審査期間）

第13条 修士学位および専門職学位の授与にかかわる論文の審査および試験は、論文提出後3か月以内に、また博士学位の授与にかかわる論文の審査、試験および学識の確認は、論文の提出または学位の授与の申請を受理した後、1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、研究科運営委員会の議を経てその期間を延長することができる。

（面接試験）

第14条 第8条の規定により学位の授与を申請した者については、博士論文の審査のほか、面接試験を行う。この試験の方法は研究科運営委員会において定める。

2 前項の規定にかかわらず、研究科運営委員会が特別の理由があると認めたときは、面接試験を行わないことができる。

（試験）

第15条 大学院学則第14条による試験の方法は、研究科運営委員会において定める。

（学識確認の方法）

第16条 大学院学則第17条による学識の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目および外国語についての試問の方法によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず研究科運営委員会が特別の理由があると認めた場合は、学識の確認のための試問の一部または全部を免除することができる。

（審査結果の報告）

第17条 博士の学位に関する審査が終了したときは、審査員は速やかに審査の結果および評価に関する意見を記載した審査報告書を研究科運営委員会に提出しなければならない。

（学位論文の判定）

第18条 前条の審査の報告に基づき、研究科運営委員会は無記名投票により、合格、不合格を決定する。ただし、特別の場合には、他の方法によることができるものとし、その方法については、研究科長会の承認を得なければならない。

2 前項の判定を行う研究科運営委員会には、当該研究科運営委員の3分の2以上の出席を要し、合格の判定については、出席した委員の3分の2以上の賛成がなければならない。この場合の定足数の算定に当たっては、外国出張中の者、休職中の者、病気その他の事由により、引き続き2か月以上欠勤中の者、および所属長の許可を得て出張中の者は、当該研究科運営委員の数に算入しない。

3 前項の規定にかかわらず、研究科運営委員会が必要と認めたときは、当該研究科運営委員以外の第12条に規定する審査員を学位論文判定の審議に加えることができるものとする。

4 研究科運営委員会が第1項の合否を決定したときは、研究科長はこれを総長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第19条 総長は、前条第4項の規定による報告に基づいて学位を授与し、学位記を交付する。

2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

（論文審査要旨の公表）

第20条 博士の学位を授与したときは、その論文の審査要旨は、インターネットの利用によってこれを公表する。

（学位論文の公表）

第21条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を、公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に、公表されているときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科運営委員会の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、大学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項に規定する博士の学位を授与された者が行う公表は、インターネットの利用によって行うものとし、第1項の規定により、公表する場合は、当該論文に「早稲田大学審査学位論文（博士）」と、また前項の規定により公表する場合は、当該論文の要旨に、「早稲田大学審査学位論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。

（学位の名称）

第22条 本大学の授与する学位には、早稲田大学と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第23条 本大学において博士、修士または専門職学位を授与された者につき、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該研究科運営委員会および研究科長会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科運営委員会において前項の議決を行う場合は、第18条第2項の規定を準用する。

3 第1項において博士学位を取り消された者は、再び学位の授与を申請することはできない。

（学位記）

第24条 学位記の様式は別表２のとおりとする。

関連規約は、MyWasedaでも参照可能です。

>> ■MyWaseda （グローバルメニュー「法人運営」画面左「規約」をクリック）

ハラスメントの防止

本学では、『早稲田大学におけるハラスメント防止に関するガイドライン』を制定し、相談を受け付け、その解決に取り組むとともに、リーフレット・Webサイト等での広報や研修等を通して、啓発・防止活動を実施している。

Q. ハラスメントとは何か？

A. 上記『ガイドライン』では、ハラスメントとは「性別、性的指向・性自認、人種、エスニシティ、国籍、信条、年齢、障がい、職業、社会的身分等に基づく不当な差別的取扱いや偏見に基づく言動、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等に関する言動によって、相手に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうこと」と定義している。大学における主なハラスメントとしては、性的な言動によるセクシュアル・ハラスメント、勉学・教育・研究に関連する言動によるアカデミック・ハラスメント、優越的地位や職務上の地位に基づく言動によるパワー・ハラスメントなどがある。また、ストーカー行為、飲酒の強要、言葉や態度による精神的嫌がらせ、機微な個人情報を本人の意に反して暴露することなども該当する。

Q. ハラスメントはなぜ問題なのか？

A. ハラスメントをされた側にとっては、安心して学習・研究・労働する環境が阻害されることによる悪影響が生じ、学習・研究・労働する権利の侵害＝人権侵害になる。軽い気持ちでの行為や言動が相手にとっては耐えられない苦痛となっていることもあり、結果として、日常生活に支障をきたすことも少なくない。

Q. 学生が加害者になることもあるか？

A. 学生が加害者になることもある。例えば、サークルのコンパで性的な言動を繰り返したり、飲酒を強要したりした結果、相手が不快感を持った場合には、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントになりえる。また、SNSへの投稿等によるオンライン上でのトラブルなども、場合によってはハラスメントになりえる。

Q. 「ハラスメントかな」と思ったら？

A. あなた自身が被害に遭った時、友人からの相談を受けた時、また大学の取り組みについて質問がある時には、気軽に下記相談窓口に連絡すること。専門のスタッフが対応している。相談の流れなど詳しい内容については、下記Webサイトも参照すること。

■コンプライアンス相談窓口

秘密は守られるので安心して相談すること。匿名も可。

詳しくは各窓口の Web サイトを確認のうえ、相談しやすい方の窓口に連絡すること。

【学内窓口】（コンプライアンス推進室）：Web フォーム・メール受付
開室時間：月～金 9:30～17:00
Web サイト：https://www.waseda.jp/inst/harassment/　＊ハラスメント防止委員会 Web サイト
メールアドレス：compliance@list.waseda.jp
※来室希望の場合は予約が必要。

【学外窓口】（委託先 NEC VALWAY 株式会社）：Web フォーム・メール・電話受付
受付時間：月～金 8:30～19:00／土 8:30～17:00
Web サイト：https://koueki-tsuhou.com/WFcxVtaEFdCd/
電話番号：0120-123-393
※英語・中国語対応可能

キャンパスマップ

●早稲田キャンパス　●戸山キャンパス　●西早稲田キャンパス

●本庄キャンパス

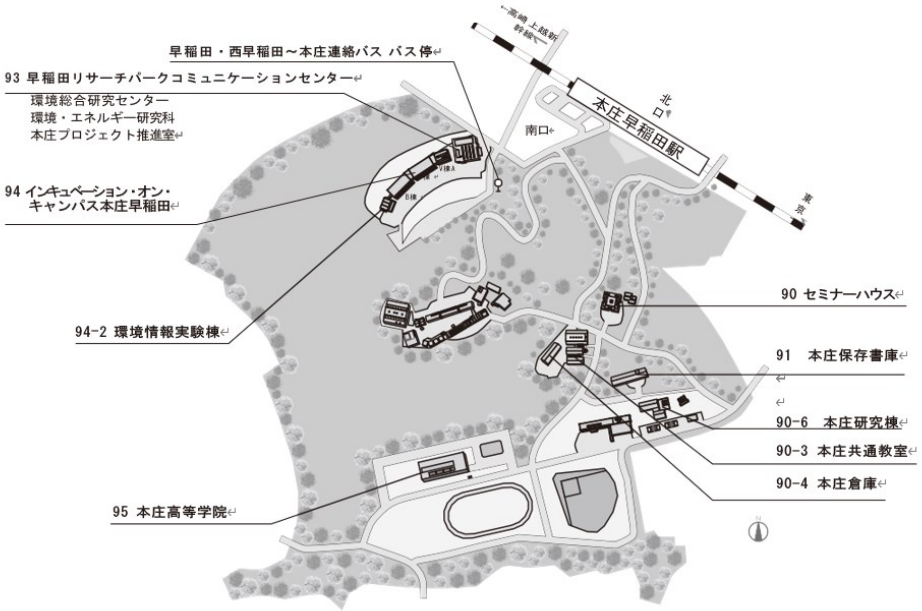

早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科